

令和8年度 学校安全研究協議会

～ 学校における安全教育及び安全主任の役割 ～

オンデマンド形式

群馬県教育委員会健康体育課

学校安全の意義

- ・ 児童生徒が生き生きと活動し、安心して学べるようにするために安全を確保。
- ・ 生涯にわたって健康・安全で幸福な生活を送る基礎を培う。
- ・ 進んで安全で安心な社会づくりに参加し、貢献できる資質・能力を育てる。

「生きる力」を育む学校という場において、児童生徒等が生き生きと活動し、安心して学べるようにするためには、**安全が確保されることが不可欠の前提となります。**

そして学校では、児童生徒等の安全を確保するだけでなく、児童生徒等が**生涯にわたって健康・安全で幸福な生活を送るための基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質・能力を育てることが重要です。**

（「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育）

学校事故とは

<学校事故の考え方>

「学校の教育活動や施設管理に関連して、児童生徒が怪我をしたり、死亡したりする事故全般」

- ・ 広義 ー 学校に関する事故のすべて
- ・ 狭義 ー 学校管理下において、教育活動及びこれに付随する生活指導下において発生した児童・生徒を被害者とする事故といわれる

○学校教育活動下での事案発生

○学校施設・設備の使用等に伴っての事案発生

○外部侵入者による児童生徒等の被害事案発生

学校事故とは

日本スポーツ振興センター

<学校管理下>

- 学校が編成した**教育課程に基づく授業**を受けている場合
 - 1, 各教科（科目）、自立活動、総合的な学習の時間
 - 2, 特別活動中（児童・生徒会活動、学級活動、ホームルーム、クラブ活動、運動会、遠足、修学旅行、大掃除 など）
- 学校の教育計画に基づく**課外指導**を受けている場合
 - 部活動、林間学校、夏休みの水泳指導、生徒指導、進路指導など
- **休憩時間**に学校にある場合、その他校長の指示又は承認に基づいて学校にある場合
 - 始業前、業間休み、昼休み、放課後など
- **通常の経路及び方法により通学**する場合
 - 登校中、下校中 など
- 学校外で授業等が行われる時、その場所、集合・解散場所と住居との間の合理的な経路、方法による往復中。鉄道の駅で集合、解散が行われる場合の駅と住居との間の往復中等。

学校事故とは

<学校事故の類型>

①：人の行為に起因するもの

- ・ 教職員の行為に起因するもの・・・

例) 体罰、児童生徒の能力以上の要求において発生 など

- ・ 児童生徒の行為に起因するもの・・・

例) けんか、いじめ など

- ・ 学外協力者の行為に起因するもの・・・

例) 外部講師、部活動等外部コーチ など

- ・ 第三者の行為に起因するもの・・・

例) 不審者の侵入 など

②：物に起因するもの（施設・設備）・・・

例) 遊具・施設、スポーツ施設の腐食、校舎等の老朽化 など

学校事故とは

<学校事故の法的責任>

① **民事上の責任** = 被害者の損害の填補（補償）についての責任

→ 児童生徒が責任の認識能力がない場合、監督義務を怠らなかつた立証が必要

② **刑事上の責任** = 社会の法秩序維持を目的として国家によりなされる責任追及

→ 通常の監督義務を尽くしていれば、その恐れはまずない

③ **行政上の責任** = 職員の服務義務違反に対して公務員関係における秩序維持を目的として任命権者によりなされる責任追及

→ 戒告、減給、停職、免職

学校安全（国の取組）

第3次学校安全の推進に関する計画（概要）

- 学校安全の推進に関する計画：各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、国が策定する計画（学校保健安全法第3条第2項）
- 「第3次学校安全の推進に関する計画の策定について（令和4年2月7日中央教育審議会答申）」を踏まえ、令和4年3月25日（金）に閣議決定（計画期間：令和4年度から令和8年度までの5年間）

I 総論

第3次計画の策定に向けた課題認識

- 学校が作成する計画・マニュアルに基づく取組の実効性に課題
 - 学校安全の取組内容や意識の差
 - 東日本大震災の記憶を風化させることなく今後発生が懸念される大規模災害に備えた実践的な防災教育を全国的に進めていく必要性
- など

施策の基本的な方向性

- 学校安全計画・危機管理マニュアルを見直すサイクルを構築し、学校安全の実効性を高める
- 地域の多様な主体と密接に連携・協働し、子供の視点を加えた安全対策を推進する
- 全ての学校における実践的・実効的な安全教育を推進する
- 地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育・訓練を実施する
- 事故情報や学校の取組状況などデータを活用し学校安全を「見える化」する
- 学校安全に関する意識の向上を図る（学校における安全文化の醸成）

目指す姿

- 全ての児童生徒等が、自ら適切に判断し、主体的に行動できるよう、安全に関する資質・能力を身に付けること
- 学校管理下における児童生徒等の死亡事故の発生件数について限りなくゼロにすること
- 学校管理下における児童生徒等の負傷・疾病の発生率について、障害や重度の負傷を伴う事故を中心に減少させること

II 推進方策

5つの推進方策を設定し、学校安全に関する具体的な取組の推進と学校安全に関する社会全体の意識の向上を図る

1. 学校安全に関する
組織的取組の推進

2. 家庭、地域、関係機関等との
連携・協働による学校安全の推進

3. 学校における
安全に関する教育の充実

4. 学校における
安全管理の取組の充実

5. 学校安全の推進方策に関する横断的な事項等

学校安全の取組（国の取組）

推進方策 1. 学校安全に関する組織的取組の推進

- 学校経営における学校安全の明確な位置付け
- セーフティプロモーションスクールの考え方を取り入れ、学校安全計画を見直すサイクルの確立
- 学校を取り巻く地域の自然的環境をはじめとする様々なリスクを想定した危機管理マニュアルの作成・見直し
- 学校における学校安全の中核を担う教職員の位置付けの明確化、学校安全に関する研修・訓練の充実
- 教員養成における学校安全の学修の充実

推進方策 2. 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進

- コミュニティ・スクール等、学校と地域との連携・協働の仕組みを活用した学校安全の取組の推進
- 通学時の安全確保に関する地域の推進体制の構築、通学路交通安全プログラムに基づく関係機関が連携した取組の強化・活性化
- SNSに起因する児童生徒等への被害、性被害の根絶に向けた防犯対策の促進

推進方策 3. 学校における安全に関する教育の充実

- 児童生徒等が危険を予測し、回避する能力を育成する安全教育の充実、指導時間の確保、学校における教育手法の改善
- 地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育の充実、関係機関（消防団等）との連携の強化
- 幼児期、特別支援学校における安全教育の好事例等の収集
- ネット上の有害情報対策（SNSに起因する被害）、性犯罪・性暴力対策（生命（いのち）の安全教育）など、現代的課題に関する教育内容について、学校安全計画への位置付けを推進

推進方策 4. 学校における安全管理の取組の充実

- 学校における安全点検に関する手法の改善（判断基準の明確化、子供の視点を加える等）、学校設置者による点検・対策の強化（専門家との連携等）
- 学校施設の老朽化対策、非構造部材の耐震対策、防災機能の整備の推進
- 重大事故の予防のためのヒヤリハット事例の活用
- 学校管理下において発生した事故等の検証と再発防止等（学校事故対応に関する指針の内容の改訂に関する検討）

推進方策 5. 学校安全の推進方策に関する横断的な事項等

- 学校安全に係る情報の見える化、共有、活用の推進（調査項目、調査方法の見直し等）
- 災害共済給付に関するデータ等を活用した啓発資料の周知・効果的な活用
- 設置主体（国立・公立・私立）に関わらない、学校安全に関する研修等の情報・機会の提供
- AIやデジタル技術を活用した、科学的なアプローチによる事故予防に関する取組の推進
- 学校安全を意識化する機会の設定の推進（各学校の教職員等の意識を高める日・週間の設定等）
- 国の学校安全に関する施策のフォローアップの実施

学校安全の取組（国の取組）

<目指す姿>

- ①全ての児童生徒等が、自ら適切に判断し、主体的に行動できるように、安全に関する資質・能力を身につけること。
- ②学校管理下における児童生徒等の死亡事故の発生件数を限りなくゼロとすること。
- ③学校管理下における児童生徒等の負傷・疾病の発生率について障害や重度の負傷を伴う事故を中心に減少させること。

学校安全の取組

生活安全

日常生活で起こる事件・事故
誘拐や傷害などの犯罪被害防止 など

交通安全

登下校を中心とした危険な場面の事故防止
安全な歩行、自転車・二輪車等の利用 など

災害安全

地震、津波、火山活動、風水（雪）害等や火災
原子力災害 など

新たな危機事象

学校への犯罪予告やテロ、ミサイルの発射情報
スマホ、SNSの普及に伴う犯罪被害 など

学校安全の取組

学校安全

安全教育

各教科

総合的な学習の時間、総合的な探究の時間

特別の教科 道徳

特別活動(学級活動・ホームルーム活動、学校行事、児童会活動・生徒会活動・クラブ活動)

日常の学校生活での指導や個別指導

安全管理

対人管理

心身の安全管理

生活や行動の安全管理

対物管理

学校環境の安全管理

組織活動

教職員の組織、協力体制の確立(役割の明確化)

家庭との連携

地域の関係機関・団体との連携及び学校間の連携

学校安全委員会(学校安全に関する連携会議)

学校安全の取組

安全教育の目標

学校保健安全法

日常生活における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに貢献できるように、安全に関する資質・能力を育成すること。

■ 目指すべき姿

学びを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力・人間性等の涵養

安全に関する様々な課題に関心をもち、主体的に自他の安全な生活を実現しようとして、安全で安心な社会づくりに貢献しようとしていたりする態度を身に付けていること。

生きて働く知識・技能の習得

様々な自然災害や事件・事故等の危険性、安全で安心な社会づくりの意義を理解し、安全な生活を実現するために必要な知識や技能を身に付けていること。

未知の状況にも対応できる
思考力・判断力・表現力等の育成

自らの安全の状況を適切に評価するとともに、必要な情報を収集し、安全な生活を実現するために何が必要かを考え、適切に意思決定し、行動するために必要な力を身に付けていること。

学校安全の取組

安全管理

学校保健安全法

事故の要因となる学校環境や児童生徒等の学校生活等における行動の危険を早期に発見し、それらの危険を速やかに除去するとともに、万が一、事故等が発生した場合に、適切な応急処置や安全措置ができるような体制を確立して、児童等の安全の確保を図るようによることである。

① 学校設置者の役割

- ・ 学校の施設及び設備を管理する義務あり
- ・ 施設を常時適法な状態に維持することが求められる

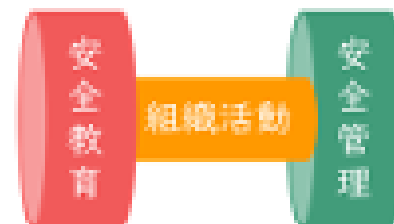
② 学校の役割

- ・ 学校の施設及び設備の安全点検、改善の義務あり

学校安全の取組

組織活動

学校における体制整備



- **管理職**が**リーダーシップ**を発揮
- 学校安全計画や危機管理マニュアルに基づいた**組織的な取組**を的確に行えるような体制を構築
- 全教職員が、各キャリアステージに応じた**学校安全に関する資質・能力**を習得

家庭・地域・関係機関との連携

児童生徒等の安全に関する課題について...

- 家庭・地域・関係機関等が**連携・協働**できる体制を構築し、それぞれの**責任と役割**を分担

学校安全の取組

学校安全計画の策定・実施を通じて、児童生徒等が自他の生命尊重を基盤として、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成するとともに、児童生徒等の安全を確保するための環境を整えることをねらいとしている



学校安全計画 (学校保健安全法第27条)



- 保健体育科、社会科、理科、生活科、技術・家庭科、総合的な学習の時間、特別活動や個別指導等における安全に関する指導等



組織活動

安全教育

安全管理

- 安全点検の実施（学習環境の安全点検、避難経路の確認等）
- 危険等発生時対処要領の作成と訓練の実施（学校保健安全法第29条）（各種災害における安全措置、不審者侵入時の対応等）等

校内の協力体制・研修
家庭及び地域社会との連携
(学校保健安全法第30条)

○学校安全に関する学校の設置者の責務（学校保健安全法第26条）
→学校安全に関して学校の設置者が果たすべき役割の重要性に鑑み、取組の一層の充実を図るため、その責務を法律上明確化。

○学校環境の安全の確保（学校保健安全法第28条）
→学校の施設・設備について、児童生徒等の安全確保の観点から支障がある場合に、校長等が遅滞なくその改善のための措置を講ずることを規定。

学校安全に係る各領域

生活安全 → 日常生活で起こる事件・事故災害、誘拐や傷害などの犯罪

交通安全 → 様々な交通場面における危険と安全

災害安全 → 地震、津波、火山活動、風水(雪)害等や火災、原子力災害

今後想定される新たな危機事象 → 学校への犯罪予告、周辺でのテロの発生・ミサイルの発射等

学校安全の取組

学校保健安全法(昭和33年法律第56号)平成21年4月1日施行

第1章 総則

第3条 (国及び地方公共団体の責務)

○国は、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、学校安全の推進に関する計画の策定その他所要の措置を講ずる。

→ **「第3 学校安全の推進に関する計画」** (令和4年3月25日閣議決定)

5年間 (R4~R8) 学校安全の推進に関する施策の基本的方向と具体的な方策を明示

第3章 学校安全

第26条 (学校安全に関する学校の設置者の責務)

○学校の設置者は、設置する学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努める。

第27条 (学校安全計画の策定等)

○各学校は、学校の施設設備の安全点検や通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修等について盛り込んだ学校安全計画を策定し、職員の共通理解の下で、計画に基づく取組を進める。

第28条 (学校環境の安全の確保)

○校長は、当該学校の施設又は整備について、児童生徒等の安全確保を図る上で 支障となる事項があれば、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じる。

第29条 (危険等発生時対処要領の作成等)

○各学校は、学校独自の危険等発生時対処要領 (危機管理マニュアル) を作成するとともに、校長は、教職員に周知し、危険等発生時に備えた訓練を実施する。

第30条 (地域の関係機関等との連携)

○各学校は、児童生徒等の安全確保を図るため、**保護者との連携**を図るとともに**地域社会 (警察署その他の関係機関、地域の安全活動を行う団体等)** との連携・協力を図る。

学校安全の取組

学校教育法に基づく、学習指導要領

- 第1章総則
- 第1小学校教育の基本と教育課程の役割
- 2 学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、第3款の1に示す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、次の(1)から(3)までに掲げる事項の実現を図り、児童に生きる力を育むことを目指すものとする。
- (1)～(2)略
- (3) 学校における体育・健康に関する指導を、児童の発達段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、**安全に関する指導**及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動科目及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

【小学校学習指導要領解説（抄）】

第3章教育課程の編成及び実施

第1節小学校教育の基本と教育課程の役割

2 生きる力を育む各学校の特色ある教育活動の展開

(3) 健やかな体

(略)

また、**安全に関する指導においては**、様々な自然災害の発生や、情報化やグローバル化等の社会の変化に伴い児童を取り巻く安全に関する環境も変化していることから、身の回りの生活の安全、交通安全、防災に関する指導や、情報技術の進展に伴う新たな事件・事故防止、**国民保護等の非常時の対応等の新たな安全上の課題に関する指導を一層重視し、安全に関する情報を正しく判断し、安全のための行動に結び付けるようにすることが重要である。** (略)

中学校も同様に記載

安全主任の役割

- **学校安全計画の策定**（取りまとめ）→活用→評価
1.策定手順 2.関係者への配付 3.月毎の重点→振り返り
- **危機管理マニュアルの策定**→活用→見直し
1.様々な事故・災害を想定 2.訓練との連動
- **学校安全に関する校内体制の整備**
教職員の役割分担と責任の明確化
- **教職員の危機管理意識の向上**
安全に関する情報や話題を絶えず提供する
日常的、定期的に、機会を捉えて、意図的に情報交換することが大切
- **児童生徒等への安全教育の充実**
適切な意志決定や行動選択 → 環境改善 → 安全安心な学校づくり
- **教職員に対する研修の実施**
課題を踏まえた研修（全体の職員を巻き込んで短時間の意見交換含む）
- **地域や関係機関との連携**
学校だけではなく、保護者、関係機関等と連携・協働を図る

学校安全計画

<作成例>小学校

*県教育委員会HPに掲載

<https://www.pref.gunma.jp/site/kyouiku/8833.html>

令和〇年度学校安全計画(小学校)		※学級活動の欄 ●…1単位時間程度の指導 ●…短い時間の指導										〇〇〇立 △△△小学校	
項目	4	5	6	7・8	9	10	11	12	1	2			
月の重点	通学路を正しく歩こう	安全に休み時間を通こう	梅雨時に安全な生活をしよう	自転車のきまりを守ろう	けがをしないように運動をしよう	乗り物の乗り降りに気を付けよう	けがをしないように運動をしよう	安全な冬の生活をしよう	災害から身を守ろう	道路標識を守ろう			
道徳	規則尊重	生命の尊重	思いやり・親切	勤勉努力	明朗誠実	思いやり親切	家庭愛	勇気	勤勉努力	節度節制			
生活	・地域めぐり時の交通安全	・野外観察時の交通安全 ・移種、スコープの使い方	・公園までの交通安全	・虫探し、まち探検時の交通安全	・はさみの使い方	・たけひご、つまようじの使い方	・郵便局見学時の安全	・はさみ、ステープラーの使い方	・はさみの使い方	・昔遊びの安全な行い方			
理科	・野外観察時の交通安全 ・アルコールランプ、虫めがね、移種ごての使い方	・カーガラス、スライドガラス、フラスコの使い方	・スコップ、ナイフの使い方	・夜間観察の安全 ・試験管、ピーカーの使い方	・観察中の安全 ・フラスコ、ガラス管の使い方	・太陽観察時の注意	・ポリ袋、ゴム風船の使い方	・鏡、凸レンズ、ガラス器具の使い方	・スコップ、ナイフの使い方	・夜間観察の安全 ・試験管、ピーカーの使い方			
社会							関東大震災(6年)		私たちの国土(台風)(5年)				
園工	・はさみ、カッターナイフ、絵の具、接着剤の安全な使い方	・写生場所の安全 ・コンパスの安全な使い方	・糸のこぎり、小刀、金槌、くぎ抜き等の使い方	・木づち、ゴム、電動のこ、ニスの使い方	・作品の安全な操作	・彫刻刀の管理の仕方と使い方	・水性ニスの取扱い方	・竹ひご、細木の使い方	・糸のこぎり、小刀、金槌、釘抜き等の使い方	・木槌、ゴム、糸のこぎり、ニスの使い方			
家庭	・針、はさみの使い方	・アイロンのかけ方	・食品の取扱い方	・包丁の使い方	・実習時の安全な服装	・熱湯の安全な取扱い方	・ミシンの使い方	・油の安全な取扱い方	・食品の取扱い方	・包丁の使い方			
体育	・固定施設の使い方 ・運動する場の安全確認	・集団演技、行動時の安全	・水泳前の健康観察 ・水泳時の安全	・鉄棒運動時の安全	・用具操作の安全	・けがの防止(保健)	・ボール運動時の安全	・持久走時の安全	・跳躍運動時の安全				
総合的な学習の時間	「〇〇大好き～町たんけん」(3年)、「交通安全ポスターづくり」(4年)、「安全マップづくり」(5年)、「社会の一員として活動しよう」(6年)												
教 育	低学年	●通学路の確認 ◎安全な登下校 ●安全な給食配膳 ●子ども119番の家	●休み時間の約束 ◎防犯避難訓練の参加の仕方 ●通足時の安全 ●運動時の約束	●雨天時の約束 ●濡れから身を守る	●夏休みの約束 ◎自転車乗車時の約束 ●落雷の危険	◎校庭や屋上の使い方のきまり ●運動時の約束	◎乗り物の安全な乗り降りの仕方 ●廊下の安全な歩行の仕方	●安全な服装 ◎冬休みの安全な過ごし方	◎「おかしも」の約束 ◎危ないものを見つけたとき	◎身近な道路標識 ◎暖房器具の安全な使い方			
	中学年	●通学路の確認 ◎誘拐の起こる場所 ◎安全な登下校 ●安全な清掃活動	◎休み時間の安全 ◎防犯避難訓練への積極的な参加 ●通足時の安全 ◎運動時の約束 ◎防犯教室(3年)	●雨天時の安全な過ごし方 ◎安全なプールの利用の仕方 ◎防犯にかかわる人たち	●夏休みの安全な過ごし方 ◎自転車乗車時のきまり ●落雷の危険	●運動時の安全な服装 ◎校庭や屋上の使い方のきまり	◎車内での安全な過ごし方 ●校庭・道具の安全な遊び方	●安全な登下校 ◎校庭や屋上の使い方のきまり	●凍結路の安全な歩き方 ◎冬休みの安全な過ごし方	●「おかしも」の約束 ◎安全な身支度	◎自転車に關係のある道路標識 ◎暖房器具の安全な使い方		
	高学年	●通学路の確認 ◎安全な登下校 ●交通事故から身を守る ◎身の回りの犯罪 ●安全な委員会活動	●休み時間の事故とけが ◎防犯避難訓練の意義 ◎交通機関利用時の安全 ●運動時の事故とけが	●雨天時の事故とけが ◎救急法と着衣水泳 ◎自分自身で身を守る ◎防犯教室(4, 5, 6年)	●自転車の点検と整備の仕方 ●夏休みの事故と防止策 ●落雷の危険	●運動時の事故とけが ◎校庭や屋上で起こる事故の防止策	◎乗車時の事故とけが ●校庭・道具の安全な点検	●安全な登下校 ◎校庭や屋上で起こる事故の防止策	●凍結路の安全な歩き方 ◎冬休み中の事故やけが	◎災害時の携行品 ●安全な身支度、衣服の調節	◎交通ルール ●暖房器具の安全な使い方		
	児童会活動	・1年生を迎える会 ・クラブ活動・委員会活動開始			・児童集会				・児童集会				
主な学校行事等	・入学式 ・健康診断 ・春の交通安全運動	・防犯避難訓練 ・運動会・遠足	・自然教室 ・プール開き		・防災引き取り訓練 ・秋の交通安全運動 ・防犯避難訓練(地震)	・地区運動会 ・収穫祭と子ども祭り	・修学旅行 ・防犯避難訓練(火災)		・学校安全集会				
安全管理	対人管理	・安全な通学の仕方 ・固定施設道具の安全な使い方	・安全のきまりの設定	・プールでの安全のきまりの確認 ・電車、バスの安全な待ち方及び乗降の仕方	・自転車乗車時のきまり、点検・整備 ・校舎内での安全な過ごし方	・校庭や屋上で安全な過ごし方	・校外学習時の道路の歩き方 ・電車、バスの安全な待ち方と乗降の仕方	・安全な登下校	・凍結路や雪道の歩き方	・災害時の身の安全の守り方	・道路標識の種類と意味		
対物管理	・通学路の安全確認 ・安全点検年間計画の確認(点検方法等研修含む)	・諸設備の点検及び整備	・学校環境の安全点検及び整備	・夏季休業前や夏季休業中の校舎内外の点検	・校庭や屋上など校舎外の整備	・駅、バス停留周辺の安全確認	・通学路の確認	・校内危険箇所の点検	・防災用具の点検、整備	・学区内の安全施設の確認			
学校安全に関する組織活動(研修含む)	・登下校時、春の交通安全運動期間の教職員、保護者の街頭指導 ・道具等の安全点検方法等に関する研修 ・通学路の状況と安全指導に関する研修	・校外における児童の安全行動把握、情報交換 ・熱中症予防に関する研修	・地域ぐるみの学校安全推進委員会 ・学区危険箇所点検 ・防犯に関する研修(緊急時の校内連絡体制、マニュアルの点検) ・心肺蘇生法(AED)研修(P.T.A含む)	・地域パトロール	・登下校時、秋の交通安全運動期間の教職員、保護者の街頭指導 ・防災に関する研修(訓練時)	・学校安全委員会(学校保健委員会)	・地域教育会議 ・防災に関する研修(訓練時)	・年末年始の交通安全運動の啓発 ・応急手当(止血等)	・地域パトロール	・学校安全委員会(学校保健委員会)			

学校安全計画

安全 管理	対人管理	<ul style="list-style-type: none"> ・安全な通学の仕方 ・固定施設遊具の安全な使い方 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全のきまりの設定 	<ul style="list-style-type: none"> ・プールでの安全のきまりの確認 ・電車・バスの安全な待ち方及び乗降の仕方 	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車乗車時のきまり、点検・整備 ・校舎内での安全な過ごし方
	対物管理	<ul style="list-style-type: none"> ・通学路の安全確認 ・安全点検年間計画の確認(点検方法等研修含む) 	<ul style="list-style-type: none"> ・諸設備の点検及び整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校環境の安全点検及び整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・夏季休業前や夏季休業中の校舎内外の点検
学校安全に関する組織活動(研修含む)		<ul style="list-style-type: none"> ・登下校時、春の交通安全運動期間の教職員、保護者の街頭指導 ・遊具等の安全点検方法等に関する研修 ・通学路の状況と安全指導に関する研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・校外における児童の安全行動把握、情報交換 ・熱中症予防に関する研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ぐるみの学校安全推進委員会 ・学区危険箇所点検 ・防犯に関する研修(緊急時の校内連絡体制、マニュアルの点検) ・心肺蘇生法(AED)研修(PTA含む) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域パトロール

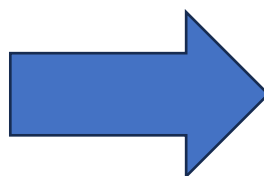
○職員研修を設定するだけでなく、避難訓練や安全講話などの学校行事に合わせて、事前の打ち合わせ等の際に実施要項とともに自校の危機管理マニュアルを活用して職員会議や朝会で職員共通理解を行うことで職員研修と置き換える。

○事後の見直し・改善として、実施後の職員アンケートで見直しを図る。

学校安全計画

<従来>

項目		
安 全 学 習	保健体育	C
	地理歴史・公民	C
	理科	C
	総合的な学習の時間	C
	実験・実習を伴う科目	C
全 教 育	1年ホームルーム活動	C
	2年ホームルーム活動	C
	3年ホームルーム活動	C
指 導	主な学校行事	C
	個別指導	C
	部活動	C
	生徒会活動	C



<現行>

項目		月
安 全 学 習	月の重点	
	地理歴史・公民	
	理科	
	保健体育	
全 教 育	総合的な学習の時間(防災)	
	1年ホームルーム活動	
	2年ホームルーム活動	
指 導	3年ホームルーム活動	
	主な学校行事	
	個別指導	
	部活動	

学校安全計画



「学校安全資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」は、安全教育・安全管理・組織活動を総合的に解説した資料として作成され、法令改正等を踏まえ平成31年に改訂2版が発刊されました。各学校においては、本資料を活用し、安全教育の充実と適切な安全管理に役立ててください。



https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1416715.htm

子供たちの命を守るために

危機管理マニュアルについて

- 学校事故対応
- 交通事故対応
- 防災、自然災害対応
- 火災・施設設備事故対応
- 不審者・犯罪被害対応
- いじめ・重大事態対応
- 自殺・自傷行為等対応
- 感染症対応
- 食物アレルギー・給食事故対応
- 個人情報・情報セキュリティ対応など



学校の危機管理マニュアル 作成の手引

危機管理マニュアル

クマ被害対策パッケージ（概要）

別添1

令和7年11月14日 クマ被害対策等に関する関係閣僚会議決定

- クマによる死者数が過去最多を大幅に更新し、国民の安全・安心を脅かす深刻な事態となっていることを踏まえ、関係省庁連携による緊急的な対策を含めた総合的な施策パッケージの実施により、国民の命と暮らしを守る。
- 人の生活圏からクマを排除するとともに、周辺地域等において捕獲等を強化することで、増えすぎたクマの個体数の削減・管理の徹底を図り、人とクマのすみ分けを実現する。

※いずれの取組も新規又は対策の強化を行うもの

緊急的に対応すること（★は着手済）

- ★緊急銃猟に係るノウハウや事例の整理・周知及び専門家派遣（環境省）
- ★緊急銃猟に係る責任範囲の周知等による捕獲従事者の不安払しょく（環境省）
- ★効果的な事例の共有などクマ対策の必要性に関する理解醸成（環境省）
- ★自治体職員による捕獲従事等に関する通知発出（環境省、総務省）
- ★インバウンドを含めた登山者等への多言語による情報発信等（環境省、観光庁）
- ★警察によるライフル銃を使用したクマの駆除（警察庁）
- ★都道府県・市町村等と連携した出沒時の安全確保（警察庁、文部科学省）
- 自衛隊OB、警察OB等への協力要請（環境省、防衛省、警察庁）
- ★学校及び登下校時の安全確保に関する取組の周知等（文部科学省、環境省）
- ★農林業従事者の安全確保の徹底（農林水産省、林野庁）

短期的に取り組むこと

- 春期のクマ捕獲及び捕獲単価の増額を含む集落周辺個体の捕獲強化等による個体数の削減・管理の徹底（環境省、農林水産省、総務省）
- ガバメントハンターの人件費や資機材等の支援（環境省）
- クマ駆除技能を有する警察官の確保・資機材整備（警察庁）
- 市街地等での適切な麻醉銃の使用方法、効果的な捕獲方法・出沒防止対策に関する情報提供（環境省、農林水産省）
- 緩衝帯・強固な柵の整備、誘引物の撤去、電気柵による防護強化、ICT等による出沒情報の提供等（環境省、農林水産省、林野庁）
- 河川における出沒対策のための樹木伐採や占用許可円滑化等（国土交通省）

中期的に取り組むこと

- 自治体における専門人材、高度な捕獲技術を持つ事業者・捕獲技術者（ガバメントハンター等）の育成（環境省、農林水産省）
- クマの個体数の削減、人の生活圏からの排除に向けたガイドライン改定等（環境省）
- 適切な個体数管理のための統一的手法による個体数推定（環境省）
- 堅果類の豊凶調査に基づくクマ出沒傾向に関する情報発信（環境省、林野庁）
- 保護区の設置・管理、広葉樹林化等による人の生活圏とのすみ分け（環境省、林野庁）

○ 各種対策について、交付金等による速やかな支援を実施

（主な対象経費）・ハンターへの手当等の捕獲推進にかかる費用 ・ガバメントハンター人件費 ・クマ対策関連資機材（はこわな、電気柵、クマスプレー、安全装備等）購入費 ・緩衝帯整備費 ・誘引物の撤去費 ・ICTを活用した出沒対策費 ・人材育成のための研修費 等 ※その他 警察官の資機材整備、河川の樹木伐採、旅行者への多言語発信などを実施

○ 交付金を受けて実施する事業や地方単独事業として実施するクマの駆除等に要する経費について、特別交付税措置を講じる

危機管理マニュアル

クマ出没に対する 危機管理マニュアル（例）

< 県立沼田高校 >



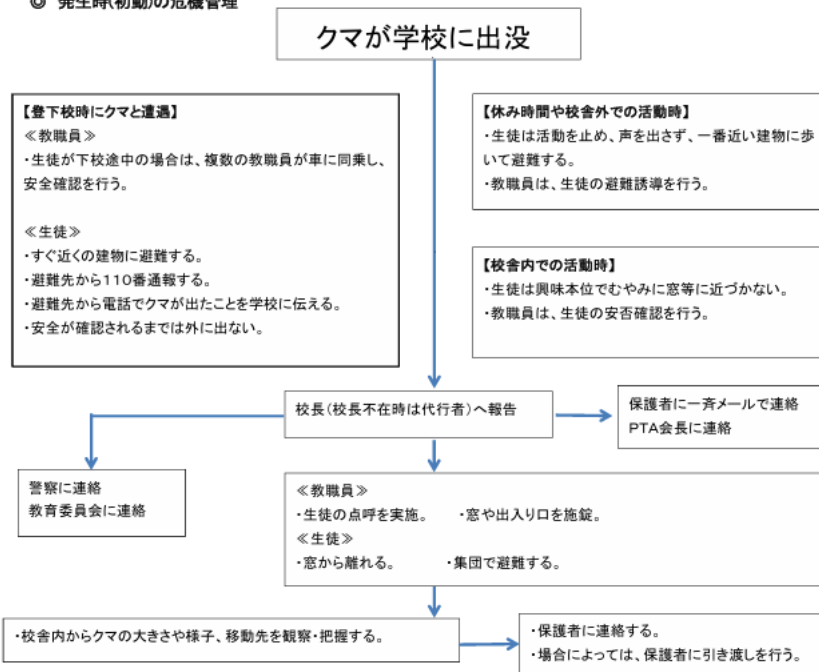
クマニュアル（クマ出没対応マニュアル）

R.7.11.14. 群馬県立沼田高等学校

◎ 事前の危機管理

- クマ対策のためのスプレー・鈴などを準備しておく。
- 市町村の担当課と連携し、クマの生息地や活動範囲を調査し、学校周辺にクマの出没が予想される場合は、教職員や生徒に対してクマの存在と対処方法についての教育を行う。
- クマ対策のための手順（複数の者が確実に実行できる手順）を策定し、関係者に周知徹底させる。
- クマ対策に関する訓練や避難訓練を定期的実施し、教職員や生徒の適切な行動を確保する。
- 地域と連携し、学校周辺の環境整備を行い、クマの餌場となる可能性のあるゴミや食べ物の廃棄物を適切に管理する。
- クマ対策やクマ出没状況等に関する連絡網や緊急連絡先を確立し、迅速な情報共有と連絡体制を整える。
- 生徒が登下校時にクマに遭遇した場合に、避難できる建物等を確認する。

◎ 発生時(初動)の危機管理



◎ 事後の危機管理

- 出没したクマの行方を関係機関からの情報を元に確認する。
- 当面の間、集団での登下校とし、必要に応じて、教職員も同伴する。
- 今回の事案の評価と復旧対策を行う。
 - インシデントに関する詳細な報告書を作成し、教育委員会や関係機関に提出する。
 - インシデントの原因や対応の評価を行い、今後の改善策や予防策を検討する。
- クマ対策のマニュアルや手順を見直し、より効果的な対策のために改善を行う。
- 心理的な影響を受けた生徒や教職員へのサポートを提出し、必要なカウンセリングや心理的支援を行う。

危機管理マニュアル

<熊出没対応>

- ・ 出没に関する情報収集、情報共有
 - 教職員・生徒・保護者に対しての情報提供
 - ・ 学校施設及び通学路の点検
 - 校門・扉の施錠、通学路の変更 など
 - ・ 危機管理マニュアルの追記
 - 熊出没に関する注意事項
 - ・ 関係機関との連携
 - 警察、消防署、各自治体（自然保護課・鳥獣対策課・農政課 など）との連携
- ⇒ 児童生徒及び職員の安全を最優先した対応
- 各市町村教育委員会への報告

危機管理マニュアル

<不審者対応>

過去の事例

*学校安全（防犯教育）の転機

2001年6月8日、大阪府池田市の大阪教育大学附属池田小学校で発生した**児童殺傷事件**。

小学校に午前10時20分ごろ、凶器を持った男が侵入し、次々と児童を襲った。**1年生1人、2年生7人が殺害され、児童13人と教師2人がけが**をするという惨事となった。

犯人は、殺人などの罪で起訴された。2003（平成15）年8月、大阪地裁は「幼い子供たちに次々に襲いかかる残虐非道な犯行だ」として死刑判決を言い渡し、この判決が確定した。

犯人からは、「**門が閉まっていたら、入ろうと思わなかった**」などの供述があったとされている。



危機管理マニュアル

<不審者対応>

2-2-4-1 不審者侵入の防止

学校への不審者侵入を防止する上では、①校門、②校門から校舎入口まで、③校舎への入口、という3段階の観点を持つことが重要です。このうち、特に「②校門から校舎入口まで」は盲点となりますがちですので、注意しましょう。

この3段階のチェック体制を具体化する対策としては、学校内外の施設設備・器具の安全点検と、校門・校舎入口の施錠管理、来訪者等の管理、校内巡回などがあります。これらのうち安全点検については、他の危機事態に関する点検と併せて「2-2-2 点検」にまとめて記載するとわかりやすいでしょう。

校門等の施錠管理については、時間帯別・利用者別に利用箇所を限定するとともに、校門等の解錠・施錠時刻やその担当者などを定めておき、児童生徒等や保護者に対し、これをしっかりと周知して遵守を呼び掛けることが大切です。

不審者侵入防止のための3段階の観点

段階	具体的な方策(例)
①校門	校門の施錠、利用箇所・利用時間指定 フェンス等の設置 等
②校門から校舎入口	通行場所の指定、死角の排除 等
③校舎への入口	入口の指定・施錠、受付管理 等

記載の視点

- 校門・校舎入口の管理・施錠手順
 - 時間帯別・利用者別の利用箇所
 - 解錠・施錠時間、施錠担当者
 - 児童生徒等、保護者への周知と遵守徹底
- 来訪者・保護者の管理方法
 - 来訪者向け案内・誘導
 - 来訪者受付の手順(名簿作成等)
 - 来訪者の識別方法(名札等)
 - 来訪者の確認、声掛け
- 学校内外の巡視・巡回活動

危機管理マニュアル

<落雷・突風竜巻対応>

学校災害対応マニュアル (落雷・竜巻等突風編)

平成26年5月
群馬県教育委員会事務局

はじめに

1 本マニュアルの位置付け

本県は、雷の発生する日数が全国的にみて非常に多いことが知られています。また、平成21年7月に館林市、25年においてはみどり市や桐生市など県東部を中心に、複数の竜巻被害も報告されています。

落雷や、突風、降雹（ひょう）等、局地的に短時間で起こるこれらの現象は、発達した積乱雲の近辺で発生しますが、台風や低気圧による風水害とは異なり、場所と時間を特定した予測が難しいため、迅速な状況把握と対応が求められます。

このような状況を踏まえて、県教育委員会では、平成26年5月「学校災害対応マニュアル（落雷・竜巻等突風編）」を策定いたしました。

本マニュアルは、落雷・竜巻等突風を想定した災害対応マニュアルの作成例であり、各市町村、各学校が、地域の特性や学校の実情に応じたマニュアルを作成する際に、活用することを目的として作成したものです。

2 本マニュアルの内容

以上のことから、本マニュアルは以下のようにまとめられています。

① 全体の構成について

・「学校災害対応マニュアル(改訂版)」(平成24年5月)と同様、安全な環境を整備し、自然災害による被害を未然に防ぐための「1. 事前の危機管理」、自然災害発生時に適切かつ迅速に対処し、被害を最小限に抑えるための「2. 発生時の危機管理」、危機が一旦収まった後、心のケアや授業再開など通常の生活の再開等を図る「3. 事後の危機管理」の3段階の危機管理として構成

1 事前の危機管理 (備える)

- (1)防災教育
- (2)防災管理
- (3)組織活動

2 発生時の危機管理 (命を守る)

- (1)情報収集
- (2)落雷への対応
- (3)竜巻等突風への対応
- (4)その他

3 事後の危機管理 (立て直す)

- (1)災害対策本部の設置
- (2)被害状況の把握
- (3)被害状況を踏まえた対応
- (4)応急的な教育計画の作成
- (5)避難所運営支援

「群馬県学校災害対応マニュアル(改訂版)」参照

② 「事前の危機管理 (備える)」について

・自然災害における事前対応の重要性を踏まえ、学校防災の3つの内容領域（「防災教育」「防災管理」「組織活動」）毎に整理して表記
・教職員の危機管理意識を高めるため、職員研修実施の際に活用できる資料を紹介

③ 「発生時の危機管理 (命を守る)」について

・「発達した積乱雲がもたらす風水害」として、「落雷への対応」と「竜巻等突風への対応」の2つの災害について、「情報収集」「具体的対応」「留意点」を例示
・発達した積乱雲がもたらすその他の災害として、「局所的大雨」に対する留意点を記載

④ 「事後の危機管理 (立て直す)」について

・災害発生後の具体的な対応として、「災害対策本部の設置」「被害状況の把握」「被害状況を踏まえた対応」「応急的な教育計画の作成」「避難所運営支援」の5項目に整理し例示

⑤ 「付録」及び「参考資料」

・在宅時等においても安全な行動がとれるよう、教職員が児童生徒に指導する際のポイント、及び指導用参考資料を添付

⑥ その他

・「学校災害対応マニュアル(改訂版)」(平成24年5月)と重複する内容については省略（「学校災害対応マニュアル(改訂版)」(平成24年5月)とセットで活用すること。）

危機管理マニュアル

<落雷・突風竜巻対応>

事務連絡
令和7年4月11日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた 御中
各地方公共団体の学校設置会社担当課
各文部科学大臣所管学校法人担当課
各都道府県・指定都市スポーツ主管課

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
スポーツ庁地域スポーツ課

落雷事故の防止について（依頼）

落雷事故の防止については、これまでも適切な対応を依頼してきたところですが、昨年度に続き、令和7年4月10日にも、部活における活動中の落雷事故が発生しています。

ついでに、下記のとおり、落雷事故の防止に係る留意点を改めて示しますので、部活動を含む各学校の備えを改めて確認するとともに、事故の防止について適切な対応をお願いします。

また、児童生徒等が参加する地域クラブ活動においても適切な対応が図られるよう、貴庁内において必要な連携を図っていただくよう、併せてよろしくお願いします。

記

- 屋外での体育活動等において、指導者は、落雷の危険性を認識し、事前に気象情報を確認するとともに、天候の急変などの場合にはためらうことなく計画の変更・中止等の適切な措置を講ずること。特に、指導体制が変わった場合等にも対応に遺漏の無いよう十分留意すること。
- 児童生徒等においても、落雷の危険を感じた際には、ためらうことなく指導者に申し出るよう、子供の発達段階等を踏まえつつ指導すること。また、登下校中の対応についても留意すること。
- なお、落雷の兆候やそれに係る対応等としては以下が考えられる。
 - ・ 厚い黒雲が頭上に上がった際には、雷雲の接近に注意する
 - ・ かすかでも雷鳴が聞こえる際には落雷の危険がある
 - ・ 落雷の危険がある場合には、すぐに安全な場所（鉄筋コンクリートの建物、自動車、バス、列車等の内部）に避難するこのほか、[気象庁ウェブサイト](#)において、雷注意報等の発表状況や、雷発生の感応性の高い地域が地図上で確認できる「[雷ナウキャスト](#)」などの情報が提供されているので、こうした情報の活用も考えられる。

【参考1】最近の落雷事故の事例

(1)

発生日時：令和7年4月10日 午後6時頃

事件・事故の概要：サッカー部の活動中に落雷に遭い、6名が病院へ搬送、うち1名が心肺停止、2名が意識不明の重体となった

(2)

発生日時：令和6年4月3日 午後2時半頃

事件・事故の概要：サッカー部の活動中に落雷に遭い、18名が病院へ搬送、うち1名が意識不明の重体となった

【参考2】落雷事故防止に関する参考資料

- 学校における体育活動中の事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶について（令和7年3月24日付事務連絡）
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/hakusho/nc/1418753_00007.html
- 事件・事故情報の共有・注意喚起について（屋外でのサッカー活動中における高校生の落雷事故の発生について）（令和6年4月5日付事務連絡）
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/hakusho/nc/jsa_00038.html
- 落雷事故の防止について（依頼）（平成30年7月20日付30初健食第15号）
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1375858.htm
- 学校の危機管理マニュアル作成の手引（平成30年2月初版 文部科学省）
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/_icsFiles/afieldfile/2019/05/07/1401870_01.pdf
- 「生きる力」を育む防災教育の展開（平成25年3月改訂 文部科学省）
<https://anzenyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/saigai03.pdf>
- 気象庁「全国の警報・注意報」
<https://www.jma.go.jp/bosai/warning/>
- 気象庁「雷ナウキャスト」
<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/toppuu/thunder2-1.html>

危機管理マニュアル

<落雷・突風竜巻への対応>

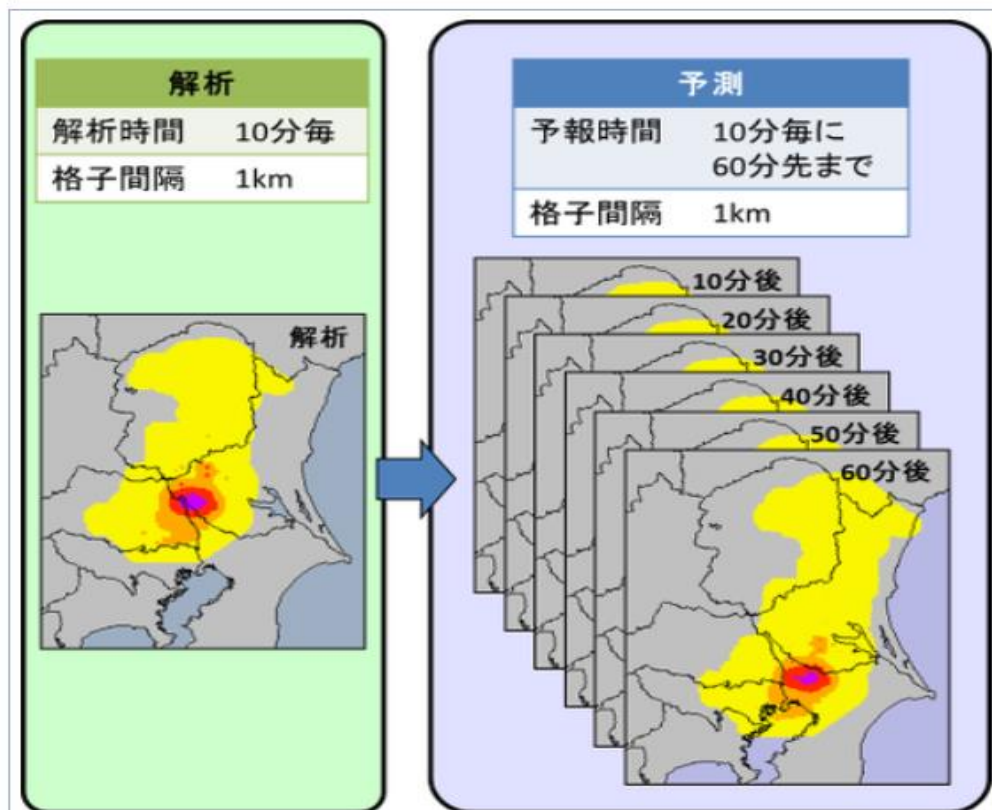
雷ナウキャストとは

雷ナウキャストは、雷の激しさや雷の可能性を1km格子単位で解析し、その1時間後（10分～60分先）までの予測を行うもので、10分毎に更新して提供します。最新のものは、[雷活動度（雷ナウキャスト）](#)で公開しています。

雷の解析は、雷監視システムによる雷放電の検知及びレーダー観測などを基にして活動度1～4で表します。予測については、雷雲の移動方向に移動させるとともに、雷雲の盛衰の傾向も考慮しています。

雷ナウキャストでは、雷監視システムによる雷放電の検知数が多いほど激しい雷（活動度が高い：2～4）としています。雷放電を検知していない場合でも、雨雲の特徴から雷雲を解析（活動度2）するとともに、雷雲が発達する可能性のある領域も解析（活動度1）します。

なお、急に雷雲が発達することもあり、活動度の出ていない地域でも天気の変化には注意する必要があります。



活動度	雷の状況	
4	激しい雷	落雷が多数発生している。
3	やや激しい雷	落雷がある。
2	雷あり	電光が見えたり雷鳴が聞こえる。 落雷の可能性が高くなっている。
1	雷可能性あり	現在は雷は発生していないが、 今後落雷の可能性はある。

危機管理マニュアル

<落雷・突風竜巻への対応>

◎ **公的機関（自治体）が発表している情報の活用**
活動の実施判断

⇒ 特に屋外での活動

◎ **校外活動の対応**

避難場所、避難経路等の確認 など

◎ **下校時の対応**

一時避難、保護者への引き渡し など

⇒ 一斉メール活用 など

危機管理マニュアル

(公印省略)

健体第433-2号

令和8年4月16日

各市町村教育委員会教育長 様

群馬県教育委員会
教育長 平田 郁美
(健康体育課)
(義務教育課)
(高校教育課)
(特別支援教育課)

学校における校外活動の安全確保の徹底等について (依頼)

このことについて、別添写しのとおり、文部科学省から通知がありました。

令和8年3月16日、京都府内の高等学校における校外活動中に、生徒が死傷する重大な事故が発生しました。学校の管理下における教育活動中に発生した事故であり、決してあってはならないものであることから、文部科学省より改めて校外活動時の安全確保の徹底について通知がなされました。

つきましては、貴管下各学校(園)に対し本通知の趣旨を十分に周知するとともに、校外活動の実施に当たり、危機管理マニュアルの点検・見直しを含め、安全確保のための取組が適切に行われているかについて改めて確認するよう御指導願います。

特に、修学旅行や校外学習等においては、事前の下見や関係機関との調整、緊急時の連絡体制の整備等を通じ、児童生徒等の安全確保に万全を期すよう、引き続き御配慮をお願いします。

担当：健康体育課	学校安全・給食係	027-226-4709
義務教育課	生徒指導係	027-226-4613
高校教育課	生徒指導係	027-226-4642
	教科指導第一係	027-226-4647
	教科指導第二係	027-226-4649
特別支援教育課	指導係	027-226-4656

今般の死傷事故を受け、校外活動の実施に当たって留意いただきたい点等を通知しますので、今回のような痛ましい事故が二度と発生することの無いよう、対応の徹底をお願いします。



8 文科初第 58 号

令和 8 年 4 月 7 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長
各文部科学大臣所轄学校法人理事長
小中等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第
1項の認定を受けた各地方公共団体の長

殿

文部科学省初等中等教育局長
望月 禎
文部科学省総合教育政策局長
塩見 みづ枝
文部科学省高等教育局長
合田 哲雄

学校における校外活動の安全確保の徹底等について (通知)

令和8年3月16日、京都府内の高等学校における校外活動中に生徒に死傷者が出る重大な事故が発生しました。学校の管理下での教育活動の最中に、決してあってはならない事故が起きてしまったことは極めて遺憾です。

学校における校外活動を実施するに当たっては、事故防止等に万全の措置が必要です。学校における校外活動時を含めた児童生徒の安全の確保については、学校保健安全法第29条において各学校で「危機管理マニュアル」を作成することが義務付けられており、文部科学省としてはこれまでに、学校のマニュアル作成の参考となる「学校の危機管理マニュアル作成の手引」(平成30年2月)等を示してきたところです。また、修学旅行等における安全確保に当たり留意いただきたい点等については、関係の通知等において示してきたところです。

上記の事故については、現在、その詳細な調査等が進められているところでありますが、今後の各学校における校外活動の実施に当たり、今回の事故を受け、改めて、安全の確保のために配慮いただきたい点や教育活動として適切に計画・実施していただくに当たって留意いただきたい点等を下記のとおり通知しますので、今回のような痛ましい事故が二度と発生することの無いよう、対応の徹底をお願いします。

学校安全の取組

学校安全計画、危機管理マニュアルについて

- ・ PDCAサイクル

作成(P)→実施(D)→評価(C)→見直し・改善(A)

- ・ 複数担当で作成

(安全主任、保健主任、生徒指導主任、
交通安全担当、教護教諭、各教科担当 など)

- ・ 学校内での情報共有 (職員会議等で情報共有)

- ・ 外部の視点での点検 (PTA、学校評議員 など)

⇒ 学校事故発生時の対応に係る根拠資料

学校安全（三段階の危機管理）

事前の危機管理

安全な環境を整備し、事件・事故災害の発生を未然に防ぐ

リスクマネジメント

これから起きるかもしれない危険に対して、
事前に準備・対応策を考える

発生時の危機管理

事件・事故災害の発生時に適切かつ迅速に対処し、被害を最小限に抑える

事後の危機管理

危機が一旦収まった後、心のケアや授業再開など通常の生活の再開を図るとともに再発の防止を図る

クライシスマネジメント

既に起きた事故や事件に対して、
今後受けるダメージをなるべく減らす対応

学校安全（三段階の危機管理）

事前の危機管理（具体的な取組）

- **校内マニュアル（緊急時対応マニュアル）**
→ 初期対応、被害生徒等への適切な措置、二次的事故の防止
- **生徒等の健康状態の把握**
→ 心配ある生徒への配慮（既往症、精神疾患、発達障害等）
- **職員間の情報提供**（養護教諭、学年、教科担当、部活動顧問など）
- **校内研修の実施**（心肺蘇生法、AED（電池の確認）、エピペンなど）
- **施設・用具等の点検**
（職員だけではなく、使用する生徒にも点検を日頃から指導する）
- **子供たちの視点での安全点検**
- **被害生徒等の保護者に対する配慮ある対応の仕方**
（連絡窓口の一本化など）
- **ヒヤリハット事例の吸い揚げ**（具体的な対応等の問題解決）

学校安全（三段階の危機管理）

発生時の危機管理（具体的な取組）

- ・ **被害の実態把握**

（可能な限り複数の職員で対応する）

- ・ **救急車要請及び管理職、養護教諭、保護者等への連絡**

＊救急車への同乗は、可能な限り第一顧問が同乗する

※首から上の事故の場合は、軽傷であっても、念のため医療機関で検査を受けるよう勧める。同時に保護者に対して丁寧に事故の状況等を説明する

- ・ 必要があれば、

心肺蘇生、A E D (電池の確認)、エピペンの使用

→ **※躊躇することなく実施する**

学校安全（三段階の危機管理）

事後の危機管理（具体的な取組）

- ・心のケア

（当該生徒等の継続的な状態把握、
中・長期的な援助体制の確立）

- ・再発防止のための振り返り

（事故の原因や事故対応の検証）

- ・保護者との連絡を密にする

（被害児童生徒・保護者の心情に十分配慮）

※発生時から事後対応まで、**詳細は必ず記録しておく**
※危険の予知できる事項について（熱中症予防や事故の起きやすいケース）は、口頭注意と保健だより等掲示物で注意喚起しておく

生活安全（安全点検）

学校保健安全法施行規則（抜粋）

第二十八条 法第二十七条の安全点検は、他の法令に基づくもののほか、**毎学期1回以上**、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない。

2 学校においては、必要があるときは、**臨時に、安全点検**を行うものとする。

第二十九条 学校においては、前条の安全点検のほか、設備等について**日常的な安全点検**を行い、環境の安全確保に努めなければならない。

安全点検の種類	時期・方法等	対象	法的根拠等
定期の安全点検	毎学期1回以上 計画的に、また教職員全員が組織的に実施	児童生徒等が使用する施設・設備及び防火・防災、防犯に関する設備などについて	学校安全法施行規則第28条第1項
	毎月1回 計画的に、また教職員全員が組織的に実施	児童生徒等が多く使用すると思われる校地、運動場、教室、特別教室、廊下、昇降口、ベランダ、階段、便所、手洗い場、給食室、屋上など	明確な規定はないが、各学校の実情に応じて、施行規則第28条第1項に準じて実施
臨時の安全点検	必要があるとき ・運動会等の学校行事の前後 ・暴風雨、地震等の災害時 ・近隣で危害の恐れのある犯罪の発生時	必要に応じて点検項目を設定	施行規則第28条第2項
日常の安全点検	毎授業日ごと	児童生徒等が最も多く活動を行うと思われる箇所について	施行規則第29条

学校保健安全法

第28条 校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅延なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は、当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

生活安全 (安全点検)



生活安全（安全点検）



生活安全（安全点検）



生活安全（安全点検）





生活安全（安全点検）



生活安全（安全点検）

- ① 児童生徒等の行動の様子
- ② 物の移動などを含む状況の変化
- ③ 機器・設備等の劣化や損傷（主に授業等で頻繁に使用するもの）

事故とは、①行動、②その時々状況、③環境の状態との組み合わせによって起きるものです。児童生徒等の目線に立って、確認していくことが重要です。

ポイント	①児童生徒等の行動の様子	②物の移動などを含む状況の変化	③機器・設備等の劣化や損傷（主に授業等で頻繁に使用するもの）
視点	・児童生徒等の行動が事故につながるか。	・活動場所等において危険に繋がる変化がないか。	・使用する機器・設備、用具等が安全な状態にあるか。
重大事故（例）	 <ul style="list-style-type: none"> ・窓際にある足掛かりとなる設置物に上り、窓枠に腰かけた際に窓が開いているのに気付かずに転落。 ・渡り廊下での走り込みの際、止まらずにドアの強化ガラスに突っ込む。 	 <ul style="list-style-type: none"> ・体育祭の準備で、立てかけてあった長机3卓が倒れ、頭部に落下。 ・校庭に長年の放置されていたくぎにより、転倒した際に負傷。 	<ul style="list-style-type: none"> ・部活動でバッティングマシンの球のコース調整時、ねじ式の棒がはずれ、機械上部が落下し、指を切断。 ・農業の授業時、わら切り機で作業中、機械奥に詰まった草を取る際、手を機械の中に入れてしまい指の一部を切断。

重大事故の事例や校内等でのヒヤリハット事例を教職員間で共有し、「日常の安全点検」の項目として設定し、事故防止に生かす。また、生徒等の危険な行動や、事故発生につながる危険な状況の変化等を見つけた際には、その危険物の除去のほか、児童生徒等への指導や注意喚起とともに、教職員間でも共有し事故の防止に努める。

生活安全（安全点検）

① 窓際の設置物に係る対応について

【発生する可能性のある事故】

棚にあがり窓の開閉や清掃等を行う、カーテンが閉じられている状態で窓が開いていることに気づかず寄りかかる等による**転落事故**

【リスクの見積もり】

- ・階層によっては転落の際に死亡に至る可能性があり「**致命的**」
- ・窓の操作は日常的なものであり、発生可能性は「**比較的高い**」

(消費者安全調査委員会(令和5年3月)の指摘より)



【必要な対策】

※リスクの高さから「(暫定)管理的対策」のみの実施は十分ではないと指摘されています。

このことを踏まえ、(1)や(2)について、**対策方針(いつまでに何をするか)を立てていただくようお願いします。**

(1) 設計段階における措置

- ・棚等の設置物の撤去
- ・危険源の除去
- (窓を全開できないようにする等)

(2) 工学的対策

- ・手すり、転落防止ネットの設置
- ・進入防止措置

(暫定)管理的対策

- ・窓からの転落防止に係る安全教育
- ・注意標識掲示

(暫定)管理的対策のみとならないよう、(1)(2)の対策方針を立てていただくようお願いします

● 対策の例(該当する設置物・窓について) ●



鍵付きクレセントの設置

開放防止
ストッパーの設置



撤去不可な設置物への掲示

掲示は暫定的な措置として(1)や(2)による対策方針を立てていただくようお願いします



窓付近への
進入防止措置



窓への手すり
の設置

生活安全（安全点検）

② 固定されていない積み重ねられた棚に係る対応について

【発生する可能性のある事故】

棚に触れた際や地震等により積まれた棚が転倒・落下し、子供を押しつぶす事故、棚が倒れてきた勢いで子供が後方に転倒する事故

【リスクの見積もり】

- ・頭部の損傷により死亡にいたる可能性があり「**致命的**」
- ・棚の操作は日常的なものであり、発生可能性は「**極めて高い**」

（消費者安全調査委員会（令和5年3月）の指摘より）



【必要な対策】

※リスクの高さから「（暫定）管理的対策」のみの実施は十分ではないと指摘されています。

このことを踏まえ、(1)や(2)について、対策方針(いつまでに何をするか)を立てていただくようお願いします。

(1) 設計段階における措置

- ・固定されていない積み重ねられた棚をおろす

(2) 工学的対策

- ・棚を床や壁に固定する
- ・積み重ねる棚は連結固定が可能なものとする

(暫定)管理的対策

- ・子供への使い方の指導

（暫定）管理的対策のみとならないよう、(1)(2)の対策方針を立てていただくようお願いします

● 対策の例 ●



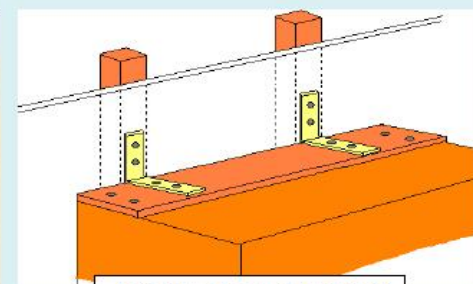
固定されていない積み重ねられた棚等を除去する



棚同士の連結による固定の例



棚の下部を固定した例



L字型金具による固定の例



生活安全（安全点検）

壁〈フック等の突き出し〉

以下の事故発生リスクを考慮して安全点検を行い、事故防止に努めましょう。

【壁のフック等による事故発生リスク】

- ・廊下を歩いているときなど、突き出したフックに引っ掛かり、負傷する可能性がある
- ・児童生徒等が壁などによりかかるときに刺さる危険もある など



■教室や廊下で、金属性のフック等が突き出していないか、針が折れた画鋲が残っていないか確認する必要があります。



【安全対策】

フック等の撤去や場所の変更、フックをプラスチック製のものに付け替える等を行うことが考えられます。

生活安全（安全点検）

校庭〈くぎの飛び出し等〉

以下の事故発生リスクを考慮して安全点検を行い、事故防止に努めましょう。

【校庭におけるくぎの飛び出し等の事故発生リスク】

- ・校庭でのくぎの抜き忘れ等により、体育の授業や休み時間等で児童生徒が躓いて転倒した際にくぎにより負傷する危険 など



- 運動会等で校庭に打ったくぎが、長年放置されている場合があり、事故につながる可能性があります。

【安全対策】

行事等で校庭にくぎを使用した際は、使用後は全て抜いているかを教職員等の複数の目で確認する。また、くぎを使用せず、けがのリスクにつながらない代替の金具を使用することが考えられます。

生活安全（安全点検）

2. 近年の体育館の床板の剥離等による負傷事故について

Q 近年の体育館での負傷事故にはどのようなものがあるか？

沖縄県内の公立小学校
(令和7年2月発生)

バレーボールで飛び込んだ際に、剥離した床板が左腰部に刺さり負傷する事故が発生。

(木片寸法：0.5cm×5cm)



群馬県内の公立中学校
(令和7年2月発生)

バレーボール部の練習試合中、飛び込んだ際、床板の継ぎ目がシャツにかかって剥離した床板が、鋭角の形状で右腹部に刺さり負傷する事故が発生。

(木片寸法：12mm×30cm)



東京都内の公立中学校
(令和7年1月発生)

体育の授業中、滑りながら床に座った生徒の臀部に剥離した床板が刺さり負傷する事故が発生。(支柱の仮置きで床板が傷ついていた)



宮城県内の公立小学校
(令和7年1月発生)

バレーボールの部活動中、生徒が滑り込みをした際、床板から露出していたねじ頭により膝に裂傷を負う事故が発生。(老朽化により、木栓が外れ、ねじ頭が露出していた)



東京都内の公立小学校
(令和6年12月発生)

学校開放利用団体の活動中、団体に所属する児童の臀部に剥離した床板が刺さり負傷する事故が発生。

(木片寸法：7cm×0.6cm)



- ① 水拭き及びワックス掛けを実施していない学校でも、事故が発生している。
- ② 築10年と比較的に新しい学校においても、事故が発生している。
- ③ 目視による日常点検を実施している学校においても、事故が発生している。



特徴

4. 体育館の床板の応急処置・簡易補修について

Q ササクレが見つかった際の応急処置・簡易補修にはどのような手法があるか？

● 床板の簡易補修（パテ埋め補修）を行う場合の手順例

軽微で部分的な不具合であれば部分補修で対応可能であり、パテによる隙間埋め補修（下図）、接着剤による割れ・ササクレ補修がある。



※参考：パテ埋めによる簡易補修の手順は、動画でも解説されている

<https://www.youtube.com/watch?v=Afiq91ljG-s>

(監修) 公益財団法人 日本スポーツ施設協会 屋内施設フロア一部会

※写真は、公益財団法人日本スポーツ施設協会の作成資料より抜粋



生活安全（安全点検）

文部科学省 学校安全ポータルサイト

文部科学省

都道府県・政令市教育委員会作成資料一覧

文科省作成資料・取組・事業

今月のニュース

表彰制度

研修会情報

関連情報へのリンク



文部科学省作成
学校安全参考資料一覧



文部科学省予算事業



都道府県・政令市教育委員会
作成資料一覧

当サイトは、学校安全のために、文部科学省や都道府県等で実施している取組やこれまでに作成した資料などを掲載しています。各地域で取り組まれている学校安全の実践事例等を共有し、防災教育を含む安全教育の更なる充実を図るために、情報発信を行っています。

What's New 新着情報

4月1日 2025
文科省作成資料・取組・事業に資料を追加しました。
「学校安全総合支援事業」に令和6年度全国成果発表会資料を掲載しました。
「通学時における安全対策の強化の推進（令和6年度第1次補正予算事業）」に通学時における安全対策の強化の推進委託要項を掲載しました。

3月28日 2025
学校における安全点検要領及び刊行物（学校安全参考資料）を更新しました。
「効果的に安全点検を推進するためのノウハウ集」を掲載しました。

3月17日 2025
学校事故対応に関する指針を更新しました。
学校事故対応に関する指針【改訂版】Q&Aを更新しました。

3月10日 2025
学校事故対応に関する指針を更新しました。
「学校事故対応に関する指針（改訂版）」の各種様式「07 事故報告様式（基本調査・国への一報）」を更新しました。



学校における安全点検要領



学校事故対応に関する指針・事故事例共有

改訂版
令和6年3月

水害に備えた防災教育

マイ・タイムラインの活用について



学校への不審者侵入の防止と対応



Jアラートによる情報伝達と学校における避難行動（例）



教職員のための学校安全e-ラーニング

注目情報

2024年5月1日



キーワードから探す

Google 提供



3月 アクセスランキング



学校における安全点検要領

文部科学省作成



学校事故対応に関する指針【改訂版】

文部科学省作成



東日本大震災の教訓を語り継ぐ
動画教材「佐藤勇樹さん（震災当時、福島県富岡町・小学5年生）」
（動画サイズ 554MB）

文部科学省作成

生活安全（安全点検）

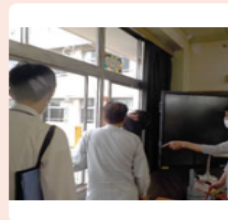
文部科学省 学校安全ポータルサイト



安全点検要領について



1. 点検要領の作成目的
2. 点検要領の構成
3. 消費者安全調査委員会からの意見



安全点検実施の考え方



1. 児童生徒等の安全を確保するための安全教育との一体的な取組
2. 学校における安全点検のPDCAサイクル
3. 安全点検の実施体制と実施の流れ（例）
4. 改善措置と計画的な環境整備



安全点検の種類と対象



1. 学校保健安全法施行規則に基づく安全点検（種類）
2. 「日常の安全点検」の実施の考え方
3. 学校における安全点検を行う対象の考え方
4. 点検の頻度と方法



事故等情報の共有



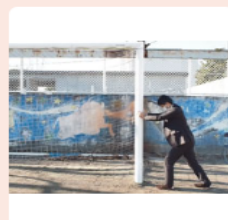
1. 事故発生リスク（日本スポーツ振興センター災害共済給付事例等を基に）
2. ヒヤリハット事例の活用



安全点検表等の活用



1. 安全点検表の作成にあたって
2. 安全点検表作成のベースとなる点検の観点
3. 安全点検表及び集計表（様式サンプル）
4. 事故、ヒヤリハット、気付き報告（様式サンプル）



安全点検の方法の解説



1. 解説の活用のしかた
2. 場所ごとの安全点検の方法の解説（解説映像付き）



安全点検取組事例



1. 専門家を活用した安全点検
2. 教職員の負担軽減に資する安全点検
3. 児童生徒等の視点を取り入れた安全点検
4. 地域や保護者等と連携した安全点検
5. PDCAサイクルを生かした安全点検
6. 実効性のある安全点検の組織的な取組



安全点検参考資料



1. 安全点検に関する通知
2. 安全点検の参考となる資料
3. 安全点検要領の検討に関する会議

生活安全（熱中症の予防と対応）

学校管理下における熱中症発生状況について（医療機関受診）

※「医療機関での処置」については重複有り

	内訳						計	発生場所		救急車要請		医療機関での処置			発生状況				
	幼	小	中	高	中等	特支		屋内	屋外	有	無	入院	点滴	その他	授業中	休み時間	部活中	業下校中	その他
R1	1	106	122	67	0	1	297	84	213	116	179	10	156	66	124	5	128	7	33
R2	1	25	87	63	0	0	176	62	114	96	80	7	121	50	58	2	93	8	15
R3	0	19	65	40	0	0	124	45	79	72	52	4	86	32	37	3	65	4	15
R4	0	36	73	57	1	0	167	71	96	90	77	5	104	56	55	1	81	9	21
R5	0	41	62	61	0	0	159	84	75	89	70	12	116	41	53	3	80	6	16
R6	2	18	49	41	1	2	113	32	80	68	44	4	84	30	47	1	57	6	2
R7	0	38	72	39	2	2	153	56	97	74	79	14	93	46	41	1	70	14	27

生活安全（熱中症の予防と対応）

学校管理下における熱中症発生状況について（医療機関受診）

	発生月							発生場所		救急車要請		医療機関での処置			発生状況				
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	屋内	屋外	有	無	入院	点滴	その他	授業中	休み時間	部活中	登下校中	その他
小学校	0	4	17	8	1	7	1	17	21	10	28	4	16	18	18	1	0	7	12
中学校	2	10	16	29	9	6	0	22	50	33	39	4	47	21	16	0	44	1	11
高校	0	3	5	15	12	4	0	14	25	29	10	5	29	5	7	0	24	5	3
中等	0	0	0	0	1	1	0	2	0	1	1	1	1	0	0	0	2	0	0
特支	0	0	0	1	1	0	0	1	1	1	1	0	0	2	0	0	0	1	1

生活安全（熱中症の予防と対応）

学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き（概要）

令和6年4月更新

はじめに

環境省・文部科学省では、「学校現場における熱中症対策の推進に関する検討会」を開催し、学校における実際の熱中症対策や判断の参考となる事項について検討の上、令和3年5月に「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」（以下、「本手引き」）を作成しました。

本手引きでは、ガイドラインに記述すべき項目やガイドライン作成上の留意点についてお示ししています。今般、気候変動適応法等の一部を改正する法律が施行されるなど、熱中症対策をめぐる状況について動きがあったことを踏まえ、令和6年4月に、その内容を一部追補する資料として「追補版」を取りまとめました。

本手引きの構成

第1章 本手引きの位置づけと活用方法

第1章 本手引きの位置づけと活用方法

第2章 熱中症とは

第3章 暑さ指数（WBGT）について

- 暑さ指数（WBGT）とは
- 暑さ指数（WBGT）に応じた行動指針
- 暑さ指数（WBGT）の測定

第4章 熱中症警戒アラートについて

- 熱中症警戒アラートとは
- 熱中症警戒アラートの活用にあたって

R6.4追補版で
内容を更新

第5章 熱中症の予防措置

- 事前の対応
- 授業日の対応
- 週休日、休日、学校休業日の対応

第6章 熱中症発生時の対応

第7章 熱中症による事故事例

第8章 参考資料

- 本手引きは、教育委員会等の学校設置者等が作成する熱中症対策に係る学校向けのガイドラインの作成・改訂に資するよう、環境省・文部科学省が共同で作成しました。
- 各学校設置者等においては、各地域の特性等を踏まえ、本手引きの内容を参考に独自の熱中症対策のガイドラインの作成・改訂にご活用いただくとともに、学校の危機管理マニュアルの見直し・改善を行う際に、熱中症対策に係る最新の情報や優良事例を掲載している本手引きの内容を踏まえ、検討をお願いします。
- 各学校においては、実践編（第5章、第6章）を中心に参考としてください。

基礎編

実践編

生活安全（熱中症の予防と対応）

第3章

暑さ指数（WBGT）について

暑さ指数（WBGT）とは

- 熱中症の危険度を判断する環境条件の指標に暑さ指数（WBGT：Wet Bulb Globe Temperature：湿球黒球温度）があります。
- 暑さ指数（WBGT）は、人体と外気との熱のやりとり（熱収支）に着目し、熱収支に与える影響の大きい①湿度、②日射・輻射など周辺の熱環境、③気温の3つを取り入れた指標で、単位は、気温と同じ℃を用います。
- 暑さ指数（WBGT）は、運動環境や労働環境の指針として有効であると認められ、多くの学校において屋外での体育の授業の実施や休み時間の外遊び、部活動の実施の目安として用いられています。
- 暑さ指数（WBGT）は、右に示すような暑さ指数（WBGT）計で測定します。暑さ指数（WBGT）は、温度や湿度などの複数の環境要素を合わせて測定しているため、場所や時間により、値が変動します。**活動場所ごと、活動時間ごとに測定することが大切**です。



暑さ指数（WBGT）測定装置

- 暑さ指数（WBGT）計がない場合には、環境省が熱中症予防情報サイト※2で公開している、日本各地の暑さ指数の実測値や推定値を目安の参考値として、活用することができます。

暑さ指数に応じた注意事項等※1

暑さ指数 (WBGT)	注意すべき生活活動の目安※1)	日常生活における注意事項※1)	熱中症予防運動指針※2)
31℃以上	すべての生活活動でおこる危険性	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が高い。外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。	運動は原則中止 特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。
28～31℃		外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。	軽重警戒（激しい運動は中止） 熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10～20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。暑さに弱い人※は運動を軽減または中止。
25～28℃	中等度以上の生活活動でおこる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に十分に休憩を取り入れる。	警戒（積極的に休憩） 熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり涼しい場所、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
21～25℃	強い生活活動でおこる危険性	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。	注意（積極的に水分補給） 熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。

※1 環境省『夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン 2020』
※2 環境省 熱中症予防情報サイト (<https://www.wbgt.env.go.jp/>)

生活安全（熱中症の予防と対応）

熱中症予防情報サイト

ホーム 全国の暑さ指数 **熱中症特別警戒情報** 暑さ指数について 熱中症対策 普及啓発資料 関係府省庁の取組 民間事業者との取組

熱中症警戒情報

ホーム ▶ 熱中症特別警戒情報・熱中症警戒情報 > 熱中症警戒情報とは

熱中症特別警戒アラート（熱中症特別警戒情報）・熱中症警戒アラート（熱中症警戒情報）

発表状況と発表履歴

現在及び過去のアラート発表状況

熱中症特別警戒情報とは

熱中症特別警戒情報の概要

熱中症警戒情報とは

熱中症警戒情報の概要

熱中症警戒アラート等 メール配信サービス

アラート発表をメールでお知らせ

熱中症警戒情報とは

熱中症警戒アラート（熱中症警戒情報）の概要（キーマッセージ）

- 熱中症警戒アラートが発表された地域において、気温が著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る被害が生ずるおそれがあるので、**他人事と考えず、暑さから、自分の身を守りましょう！！**
- まずは、**屋内では、エアコン等を適切に使用し、涼しい環境で過ごしましょう。**
- その上で、**こまめな休憩や水分補給・塩分補給をしましょう。**
- **高齢者、子ども等は熱中症なりやすいので特に注意し、身近な方も見守り・声かけをしましょう。**
- 皆で、**身近な場所での暑さ指数（WBGT）を確認し、涼しい環境以外では、運動等を中止しましょう（皆で熱中症対策を積極的に取りやすい環境づくりをしましょう。）！！**

生活安全（熱中症の予防と対応）

<対応>

WBGT計の活用

- 活動場所の暑さ指数の確認
- ⇒ 暑さ指数に応じた対応

救急搬送要請

- 躊躇することなく、救急車を要請

年間計画（学校行事、保健体育授業など）

- 今年度の様子を参考に、来年度の計画見直し

生活安全（熱中症の予防と対応）

熱中症送信票
(県立・組合立学校長)

<別紙様式>

群馬県教育委員会健康体育課 学校安全・給食係 行き

E-mail kitaiikuka@pref.gunma.lg.jp

Fax 027-243-3211

令和8年度学校における熱中症（疑いを含む）発生について

学 校 名													
発 生 日 時	令和 年 月 日 () :												
場 所													
学 年 ・ 性 別	学 年 組 男 ・ 女												
救急車要請	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし												
医療機関名													
処 置	<input type="checkbox"/> 点滴 <input type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> その他												
状況の概要（簡条書き）	<table border="1"><tr><td>発生時の暑さ指数 (WBGT) (可能な限り記載)</td><td></td></tr><tr><td>31℃以上</td><td><input type="checkbox"/></td></tr><tr><td>28～31℃</td><td><input type="checkbox"/></td></tr><tr><td>25～28℃</td><td><input type="checkbox"/></td></tr><tr><td>21～25℃</td><td><input type="checkbox"/></td></tr><tr><td>21℃未満</td><td><input type="checkbox"/></td></tr></table>	発生時の暑さ指数 (WBGT) (可能な限り記載)		31℃以上	<input type="checkbox"/>	28～31℃	<input type="checkbox"/>	25～28℃	<input type="checkbox"/>	21～25℃	<input type="checkbox"/>	21℃未満	<input type="checkbox"/>
発生時の暑さ指数 (WBGT) (可能な限り記載)													
31℃以上	<input type="checkbox"/>												
28～31℃	<input type="checkbox"/>												
25～28℃	<input type="checkbox"/>												
21～25℃	<input type="checkbox"/>												
21℃未満	<input type="checkbox"/>												

*原則として、医療機関を受診した事例について報告してください。

(氏名の記入は不要とします)

集団での発生や重篤な場合等、緊急を要する場合には電話で一報を入れてください。

熱中症（疑い含む） 発生について

*報告書を提出

市町村立学校

- 市町村教育委員会
- 教育事務所
- 健康体育課

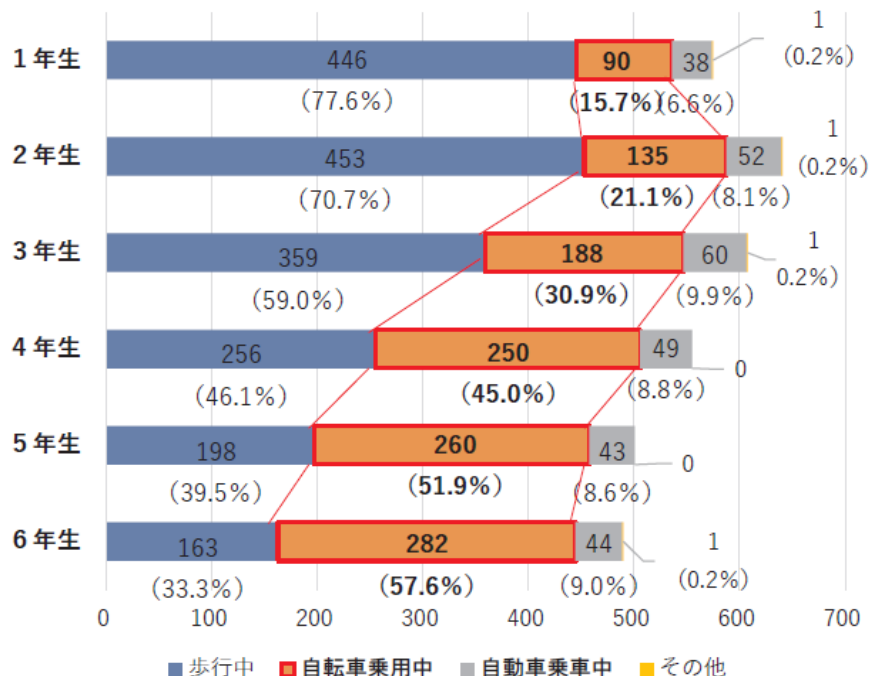
交通安全

自転車の交通事故の特徴（小学生～高校生）

小学生の交通事故の特徴

- 学年が上がるにつれ「自転車乗車中」における死者・重傷者数の割合が増加。

児童の状態別死者・重傷者数（R2～R6合計）

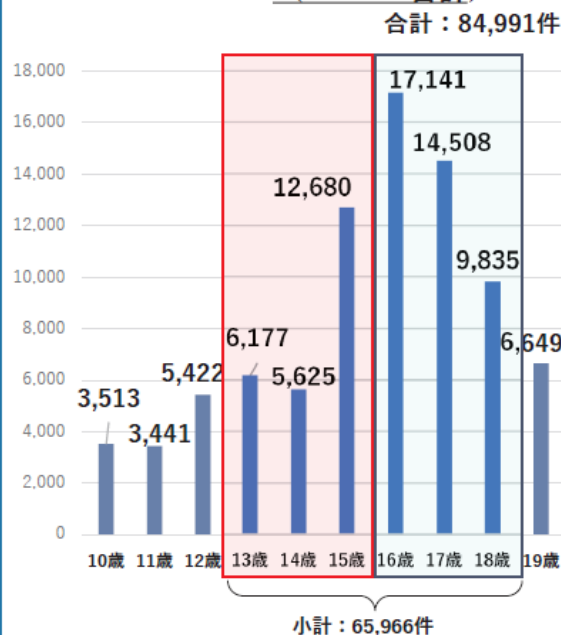


- (注) ・「児童」とは、小学生をいう。
 ・単位未満は四捨五入してあるため、合計の数字と内訳の計が一致しない場合もある。

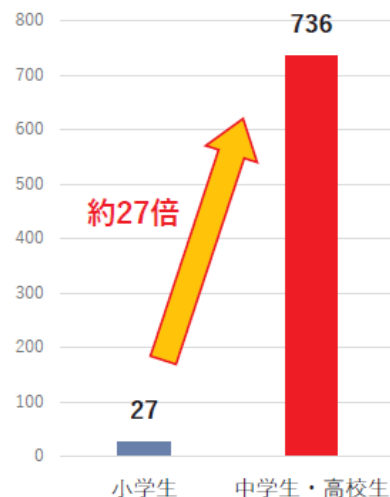
中・高校生の交通事故の特徴

- 年齢層別自転車乗車中死傷者数がピークに。
- 中学生・高校生になり、携帯電話使用等（画像注視）に起因する事故が急増。

年齢層別自転車乗車中死傷者数（R2～R6合計）



携帯電話使用等に起因する自転車関連事故件数（H27～R6合計）



- (注) ・自転車関連事故件数は、第1当事者または第2当事者が自転車に乗車中の事故を計上した。
 ・ただし、自転車相互事故は1件とし計上した。
 ・「中学生」とは13～15歳の者をいい、「高校生」とは16～18歳の者をいう。

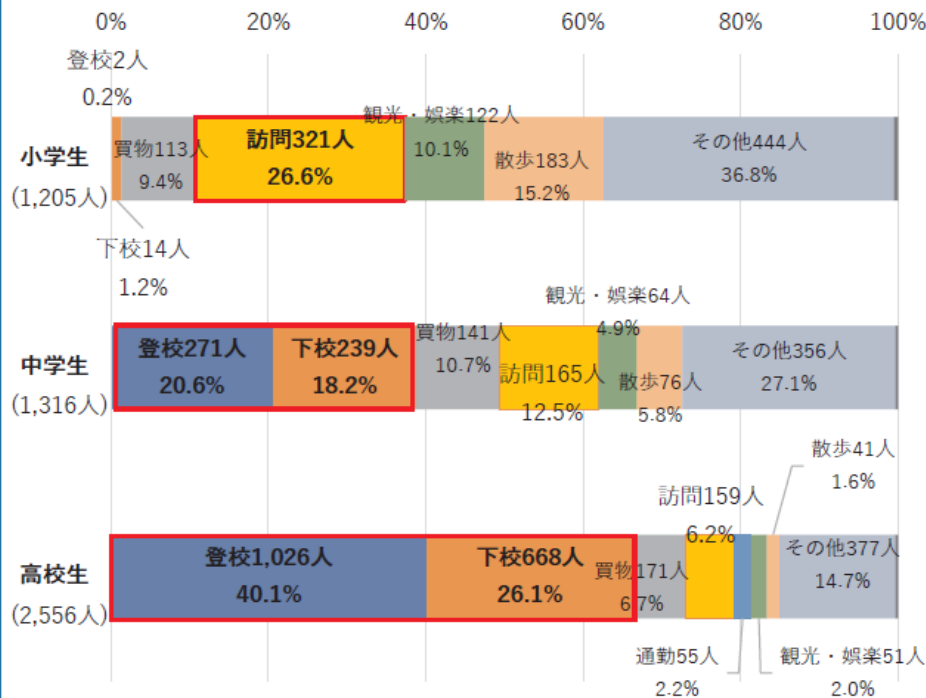
交通安全

自転車の交通事故の特徴（小学生～高校生）

通行目的別の交通事故の特徴

- 小学生は親類、友人宅等他家を訪れることを目的とする「訪問」が最多。
- 中学生・高校生は「登校・下校」が最多。

通行目的別自転車乗車中の死者・重傷者数（R2～R6合計）

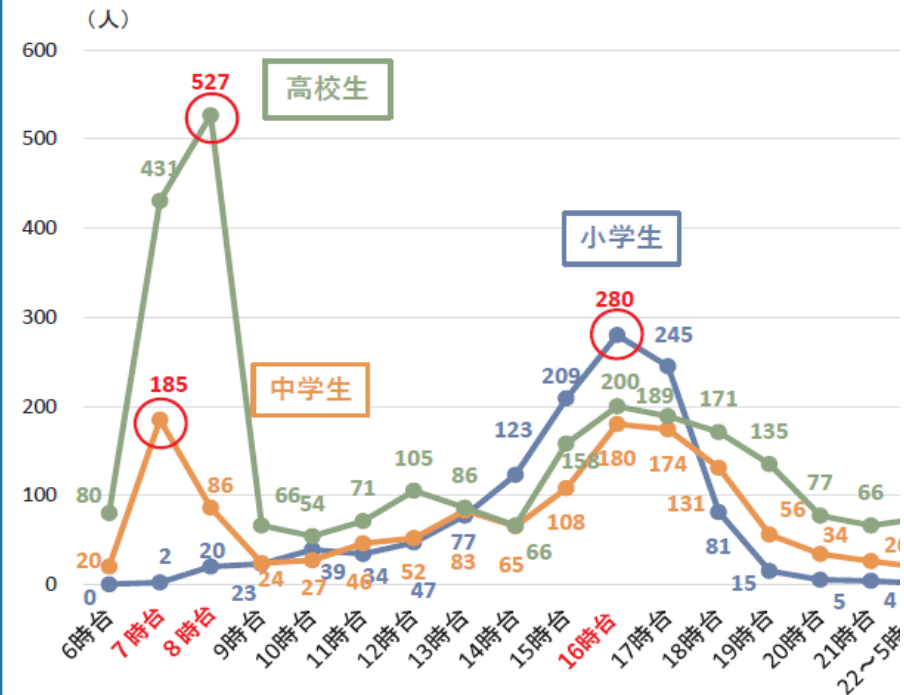


(注) ・単位未満は四捨五入してあるため、合計の数字と内訳の計が一致しない場合もある。

時間帯別の交通事故の特徴

- 小学生は「16時台」が最多。
- 中学生・高校生は「登校」時間帯に発生が集中し、中学生は「7時台」、高校生は「8時台」が最多。

時間帯別自転車乗車中の死者・重傷者数（R2～R6合計）

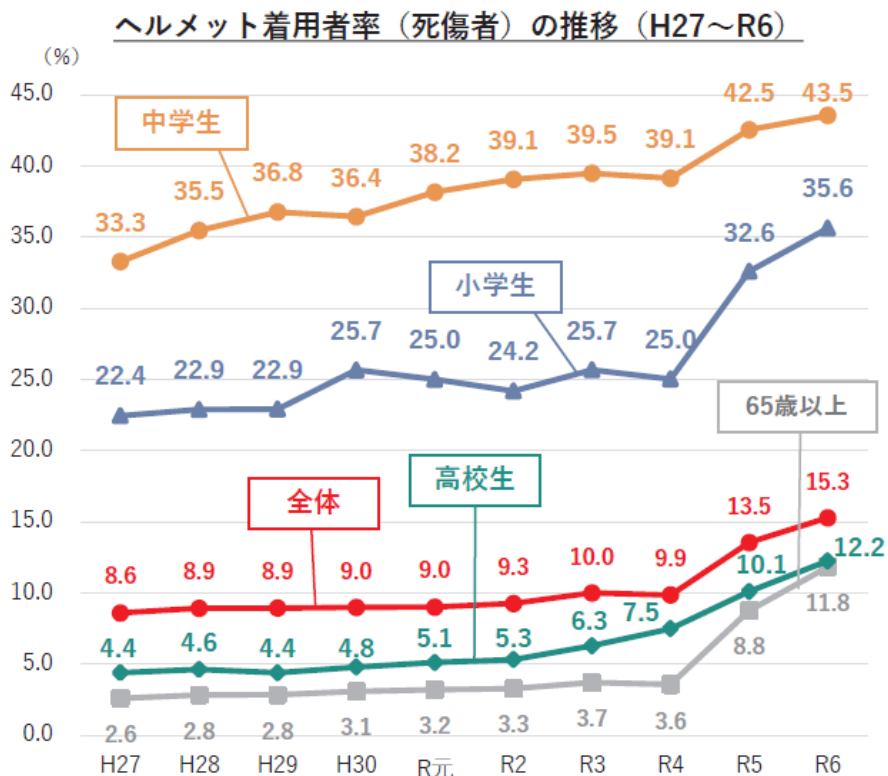


交通安全

自転車の交通事故の特徴（小学生～高校生）

自転車乗車中死傷者のヘルメット着用状況

- 自転車乗車中の死傷者のヘルメット着用率は「中学生」、「小学生」の順に高い。
- 「高校生」は、死傷者「全体」の着用率と比較して低い。

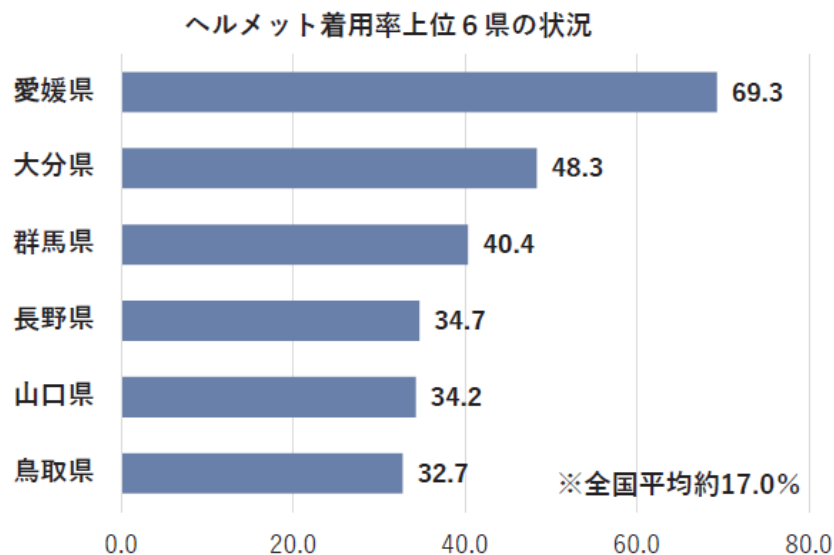


（注）・「ヘルメット着用者率（死傷者）」とは、自転車乗車中の死傷者のうち、ヘルメット着用者の割合をいう。

- ◇自転車乗車中死者の約5割が「頭部」に致命傷
- ◇自転車乗車中の交通事故において主に頭部を負傷した死者・重傷者数について、ヘルメット非着用の割合は、ヘルメット着用と比較して約1.7倍高い

▶ 被害軽減のためにもヘルメットの着用が必要

（参考）自転車乗車用ヘルメットの着用状況（街頭調査結果）



交通安全

令和7年度公立学校(園)の交通事故の現状(令和7年4月～令和8年3月)

1 事故発生状況

区分	校種	幼稚園	小学校	中学校	高等学校		特別支援 諸学校	合計
		こども園			全日制	定時制		
	1学期件数	0	58	210	393	15	19	695
	2学期件数	0	65	208	305	25	10	613
	3学期件数	2	51	96	145	6	5	305
	合計件数	2	174	514	843	46	34	1,613
人	男子	2	123	323	585	35	21	1,089
	女子	0	56	193	258	11	13	531
	計	2	179	516	843	46	34	1,620
数	前年	4	238	445	971	39	34	1,731
	増減	-2	-59	71	-128	7	0	-111
死亡 人数	男子	0	0	0	0	0	0	0
	女子	0	0	0	0	0	0	0
	期計	0	0	0	0	0	0	0
	前年	0	0	0	0	0	0	0

群馬県教育委員会 健康体育課

* 左表 1事故発生状況は事故発生件数である。(他は人数)

* 同一事故で複数人が事故に遭っているものがあるため、件数と人数に相違あり。

* 中学校、高等学校には、それぞれ中等教育学校前期、中等教育学校後期を含んでいる。

2 登下校等別事故発生状況(人数)

区分	校種	幼 こ ど も 園	小 学 校	中 学 校	高等学校		特 別 支 援	合計
					全	定		
	登校中	2	40	256	538	19	22	877
	下校中	0	28	168	224	9	10	439
	管理下	0	4	19	13	0	0	36
	その他	0	107	73	68	18	2	268

交通安全

3 学年別・男女別事故発生状況(人数)

性別	校種	幼稚園・こども園				小学校				中学校				高等学校				計					
		0歳児		2歳児		4歳児		計	1年		3年		5年		計	1全			2全		3全		計
		1歳児	3歳児	5歳児	2年	4年	6年		1年	2年	3年	1定	2定	3定		4定							
男		0	0	2		12	15	22							310	156	119						
		0	0	0	2	17	18	39	123	153	101	69	323	15	7	6	7					620	
女		0	0	0		5	10	13							124	77	57						
		0	0	0	0	4	13	11	56	91	52	50	193	8	2	1	0					269	
計		0	0	2	2	38	56	85	179	244	153	119	516	457	242	183	7					889	

1,586

(特別支援学校を除く)

4 事故当時の本人の状況(人数)

区分	校種	幼稚園・こども園			小学校			中学校			高等学校(全)			高等学校(定)			
		性別	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
	徒歩				51	20	71	14	8	22	1	5	6				
	自転車				62	13	75	303	170	473	581	245	826	21	8	29	
	二輪車										4	1	5	9		9	
	四輪車													5		5	
同乗	二輪														1	1	
	四輪		2		2	10	23	33	5	16	21	3	3	6		2	2

(特別支援学校を除く)

2

179

516

843

46 1,586

2024年 都道府県別ランキング・自転車通学時の事故件数
前年に比べ、中学・高校ともに減少傾向

中学生 ワースト3 群馬県・香川県・栃木県
高校生 ワースト3 群馬県・静岡県・愛知県

調査トピックス

① 2024年都道府県別 通学時自転車事故件数ランキング

- 全国の通学時の事故件数は減少傾向
- 中学生1万人当たりの事故件数ワースト1位「群馬県」、2位「香川県」、3位「栃木県」
- 高校生1万人当たりの事故件数ワースト1位「群馬県」、2位「静岡県」、3位「愛知県」

② 2024年通学時自転車事故の加害者(第一当事者)率ランキング

- 中高生ともに、約2割の学生は通学時自転車事故の加害者である
- 中学生では、加害者(第一当事者)ワースト1位「東京都」、2位「栃木県」、3位「兵庫県」
- 高校生では、加害者(第一当事者)ワースト1位「東京都」、2位「栃木県」、3位「兵庫県」

※中学生について全体の自転車事故件数が10件以下の県が7つあり、これらを除いて順位を出しています
(これらの県は、件数が少なく、割合を比較するのに適当でないため)

③ 通学時自転車事故の状況

- 通学時自転車事故の相手方は中高生ともに8割強は自動車
- 全国で通学自転車の事故時にヘルメット未着用の高校生は9割弱
- 高校生の通学自転車の事故時ヘルメット着用率トップは「愛媛県」の91.7%

④ 通学時の事故発生場所

- 中高生ともに交差点内が7割以上

交通安全

◎群馬県の交通事故（児童生徒）

<特徴>

- ・ 小学校高学年、中学生、高校生

→ 自転車による事故、登校時の事故が多い

- ・ 第一当事者（加害者）と第二当事者（被害者）の割合としては、第二当事者の割合が高い

⇒ 交通ルール、マナーの遵守

（特に、一時停止違反、とび出しに注意）

自転車乗車時のヘルメット着用が重要

時間に余裕をもって行動

交通安全

道路交通法改正 交通反則通告制度（青切符の導入）

令和8年4月1日から自転車に青切符が適用されます

免許はなくてもドライバー

ルールを守って責任ある運転を!



～青切符（交通反則通告制度）導入後の指導取締りについて～

これまで同様、基本的には「指導警告」が行われ、悪質・危険な違反が取締りの対象となります。

携帯電話使用等（保持）

反則金
12,000円

信号無視

反則金
6,000円



警察庁 自転車 交通安全

検索

<https://www.rpa.go.jp/bureau/traffic/bicycle/portal/index.html>

警察庁・都道府県警察



自転車の指導取締りの基本的な考え方

自転車の交通違反を認知した場合、基本的には、現場での「指導警告」を行います。ただし、交通事故の原因となったり、歩行者や他の車両にとって危険・迷惑となったりするような、「悪質・危険な違反」であったときは、取締りを行います。

指導取締りの基本的な考え方は、青切符導入後も変わりません。



交通反則通告制度とは

「反則行為」をした16歳以上の運転者が取締りを受けると、青切符（反則行為となるべき事実の要旨等が記載された書面）が交付され、定額の反則金の納付が通告されます。通告を受けた者が反則金を納付したときは、刑事手続へ移行せず、起訴されない（いわゆる「前科」もつかない）制度をいいます。

※1 反則行為：道路交通法の違反行為のうち、信号無視や指定場所一時不停止等といった、警察官が実際に見て、明らかに違反行為を行ったと判断できるものとして定められたもの

交通反則通告制度



青切符

反則金を納付

終了

刑事手続



赤切符等

反則金を不納付

刑事手続へ

出頭・取調べ、裁判、罰金の納付等

反則行為と反則金の一例

12,000円

●携帯電話使用等（保持）

7,000円

●遮断踏切立ち入り

6,000円

●信号無視 ●安全運転義務違反
●通行区分違反（逆走、歩道通行等）
●横断歩行者等妨害等

5,000円

●指定場所一時不停止等
●無灯火 ●自転車制動装置不良

3,000円

●並進禁止違反
●軽車両乗車積載制限違反（二人乗り等）

自転車運転者講習とは

自転車の運転に関し、道路における交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反行為（危険行為）を反復して行った者に対して、公安委員会が、交通の危険を防止するための講習の受講を命じる制度をいいます。受講の命令に従わなかった者は、5万円以下の罰金を課せられます。

危険行為 信号無視、指定場所一時不停止等、携帯電話使用等、通行区分違反等

交通安全

道路交通法改正 交通反則通告制度（青切符の導入）

< 自転車の交通安全動画 >

自転車を安全・安心に利用するために

－自転車への交通反則通告制度（青切符）の導入－

約10分Ver.



群馬県警察



自転車を安全・安心に利用するために ロング動画（再生時間約10分）

<https://youtu.be/z82oaRedcDM>

自転車を安全・安心に利用するために

－自転車への交通反則通告制度（青切符）の導入－

2分Ver.



群馬県警察



自転車を安全・安心に利用するために ショート動画（再生時間約2分）

<https://youtu.be/PcHg-EN5SQc>

交通安全

群馬県の取組

協定締結の趣旨



協定名称

群馬県と一般財団法人トヨタ・モビリティ基金との自転車交通事故削減に向けた啓発活動に関する連携協定

目指す姿

- 群馬県や県警、民間企業双方のデータや啓発活動に関するノウハウを掛け合わせた効果的な事故対策の仕組みの構築
- 啓発の“受け手”と“教え手”が共に必要性を共有し、自分事として主体的に取り組むことが出来る啓発施策モデルの確立

群馬県とトヨタ・モビリティ基金の連携イメージ

群馬県の施策展開

ドライバー向け動画制作
広報・プロモーション
県警・県教委との連携
交通事故分析・対策



トヨタ・モビリティ基金の施策

交通安全啓発ツール制作
高校生向け啓発活動
販売店等ネットワークの活用
交通事故分析・対策



それぞれの
施策と連携
イメージ

< 令和7年5月 連携協定締結 >

災害安全（防災教育）

- ・ 防災教育 → 取り扱いが難しい

＜取り扱いの具体例＞

課外授業（修学旅行、校外学習 など）



事前の調べ学習（実施場所の状況調べ）

⇒ ハザードマップ、災害時の避難場所の確認 など

* 不安や恐怖を煽る指導ではなく、

児童生徒が自ら考え、判断し、行動できる力、

すなわち「主体的に命を守る力」を育むことにつなげて欲しい





災害安全（防災教育）

県土整備部 砂防課・河川課

～ 主体的に避難する力を育むために児童の理解が深まる4テーマを段階的に設定 ～

テーマ	ねらい
①自然がもたらす恵みと災いを知る	地域にある自然の良いところと、大雨が降ったときの危険を知る
②災害発生の仕組みと対策を知る (土砂災害編・洪水災害編)	土砂災害・洪水災害の起こり方(種類)と対策について知る
③災害から身を守る行動を知る	大雨が降ったときの身を守る行動(避難)を知る
④自助と共助の大切さを知る	わたしたちができることを考える ～助けられる側から助ける側へ～

～ 初めて防災教育に取り組む教員が、多忙中でも少ない負担で取り組める教材構成 ～

教材構成	資料の特徴
 学習指導案	<ul style="list-style-type: none"> 授業は「導入→展開→まとめ」の流れで組立 「育成すべき資質・能力」の「三つの柱」、「主体的・対話的で深い学び(アクティブ・ラーニング)」の該当箇所がわかるよう表記 ※資料編「防災教育必携」で、防災教育に係る指導の心得も整理
 授業用スライド	<ul style="list-style-type: none"> テーマごとに学習指導案に沿って作成 地域に合わせた写真を自由に人替可能 ※写真は資料編「群馬の災害」から選択可 児童の興味・関心を高める映像やアニメーションを使用
 ワークシート	<ul style="list-style-type: none"> 授業用スライドの進行に合わせて作成(ワークシートへの書き込みを誘導するようなスライドを準備) 教員用の回答例も整理(テーマ①と③) 地域に合わせた人替可能な設問パターンも用意(テーマ③)
 副読本	<ul style="list-style-type: none"> 予習用・復習用など教員の取り組み方に応じて活用が可能 イラストや写真を多く用いて作成 授業では扱わない内容についても個人で学習できるように設計

※本教材は、「総合的な学習の時間」での活用を想定しています。

～ モデル授業を実施した教員・児童の声 ～

「子供が意欲的に取り組み、様々な意見が出され良い授業ができた。」
(千代田町立西小学校中村先生)

「はじめての防災教育の授業だったが、安心して実施できた。」
(高崎市立車郷小学校廣木先生)

「避難を自分で判断し、行動することが大切だと知った。」
(児童)

教材紹介動画等はコチラ



教材紹介 モデル授業の様子① モデル授業の様子②
※動画は限定公開としているため、このチラシは教員等関係者限りの周知とさせていただきます。

教材のダウンロード先はコチラ

砂防課HPにアクセス
<https://www.pref.gunma.jp/page/699959.html>

こどもたちが
土砂災害・水害から
主体的に避難する力を
一緒に育みませんか？



こどもたちが主体的に避難する力を育むことを目的に

作成した小学校高学年向けの **防災教育教材** を紹介します！

避難指示が出されるのを待つのではなく

自分たちで判断して
身を守ることが大切

自らの命は自ら守る
助けられる側から助ける側へ

※津波襲来直前に自ら避難するこどもたち

東日本大震災(平成23年)の大津波から命を守り抜いた岩手県釜石市のこどもたちが受けていた防災教育の理念に基づき作成しました。

詳細は裏面をご覧ください

【制作】群馬県県土整備部砂防課・河川課 / 【協力】危機管理課、教育委員会(健康体育課)
【監修】片田敏孝氏(東京大学大学院情報学環特任教授/群馬大学大学院名誉教授)

【お問合せ先】群馬県県土整備部砂防課 砂防情報係
(電話番号) 027-226-3633 (メール) sabouka@pref.gunma.lg.jp

2025年
7月作成

災害安全（防災教育）

ハザードマップ

国土地理院

重ねるハザードマップ
～地図に役立つ情報を地図を重ねて表示～

洪水想定区域や道路情報、危険箇所などを地図や写真に重ねてシームレスに閲覧できます。

すぐに見る

場所を入力

例：国土地理院/36.1 340 3/36度6分56秒 140度9分38秒/545V21

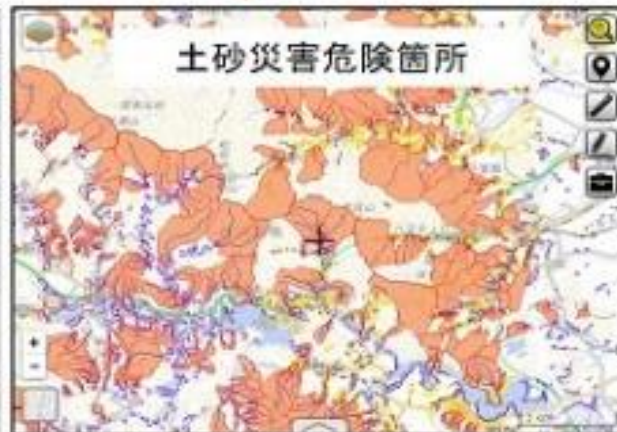
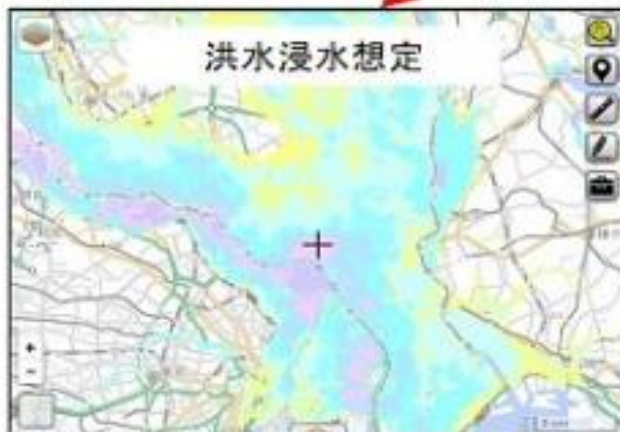
表示する情報を選択

 **洪水**  **土砂災害**  **津波**

(これまで)
文字情報から選択



地図上に災害リスク情報が表示されます。



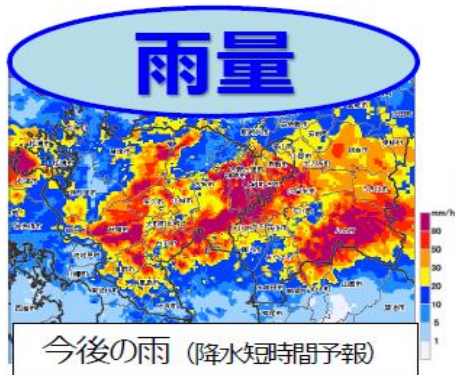
災害安全（防災教育）

気象庁

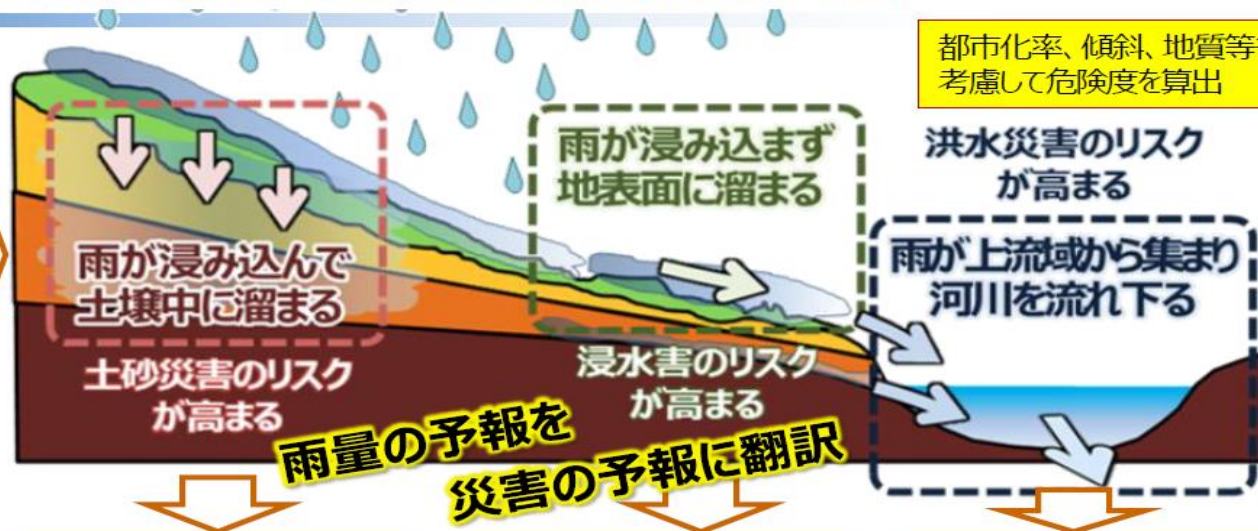
キキクル（大雨警報、洪水警報の危険度分布）

都市化率、傾斜、地質等も考慮して危険度を算出

雨量



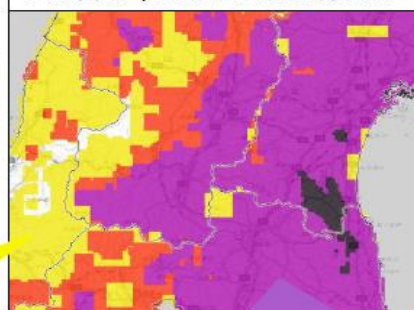
民間事業者 ← 気象庁



土砂災害

土砂キキクル

大雨警報（土砂災害）の危険度分布

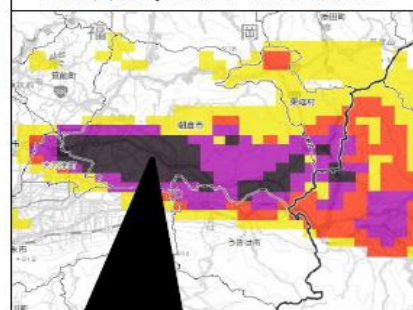


自治体が避難指示を発令する目安となる警戒レベル4に相当

浸水害

浸水キキクル

大雨警報（浸水害）の危険度分布

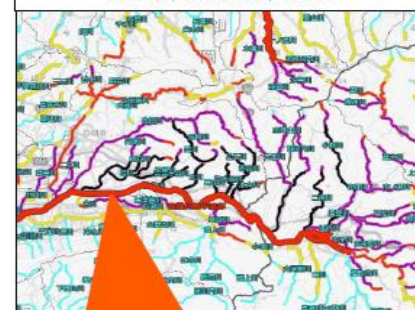


自治体が緊急安全確保を発令する目安となる警戒レベル5に相当

洪水災害

洪水キキクル

洪水警報の危険度分布



自治体が高齢者等避難を発令する目安となる警戒レベル3に相当

高危険度
低

避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当



災害安全（防災教育）

火災想定、地震想定、不審者対応 など

→ **さまざまなことを想定した訓練**

（予告なしの訓練、**実施時間の工夫**
停電を想定した訓練 など）

→ **避難経路の確認**

（発生状況によって異なる）

→ **関係機関との連携**

（消防、警察、地域との協力 など）

→ **保護者との連携**

（引き渡し方法、車での迎いの導線確認 など）

災害安全

大規模災害の発生時の対応 ＜避難所指定＞



- 指定緊急避難場所（一次的に避難する場所）
- 指定避難所（避難生活を送る場所）
- 福祉避難所（配慮を必要とする人のための避難所）

災害安全

大規模災害の発生時の対応

<避難所指定>

- ・ 各自治体の担当課（担当者）との情報共有

→ 避難所の開設・運営、災害備蓄品の確認

事故報告

* 県立学校基準

< 報告の範囲 >

報告の範囲は、校長が、教育活動に著しい影響があると認める程度のものとし、概ね以下の基準による。

ア 学校管理下の場合

- ① 死亡したとき
- ② 負傷により、一週間以上の欠席が見込まれるとき、又は治療に1ヶ月以上の日数を要すると見込まれるとき
- ③ 交通事故に係る加害的事故で、相手方に全治一週間以上の傷害を与え、又は死亡させたとき
- ④ 上記の他、特に学校長が報告を必要と認めたとき

イ 学校管理下外の場合

- ① 自殺、事故により死亡したとき
- ② 交通事故により、重傷（治療に1ヶ月を上回る日数を要する程度）を負ったとき
- ③ 上記の他、特に学校長が報告を必要と認めたとき

学校安全（参考資料）

文部科学省HP 学校安全ポータルサイト

文部科学省

都道府県・政令市教育委員会作成資料一覧

文科省作成資料・取組・事業

今月のニュース

表彰制度

研修会情報

関連情報へのリンク



文部科学省作成
学校安全参考資料一覧



文部科学省予算事業



都道府県・政令市教育委員会
作成資料一覧

当サイトは、学校安全のために、文部科学省や都道府県等で実施している取組やこれまでに作成した資料などを掲載しています。各地域で取り組まれている学校安全の実践事例等を共有し、防災教育を含む安全教育の更なる充実を図るために、情報発信を行っています。

What's New 新着情報

4月1日
2025

文科省作成資料・取組・事業に資料を追加しました。
「学校安全総合支援事業」に令和6年度全国成果発表会資料を掲載しました。
「通学時における安全対策の強化の推進（令和6年度第1次補正予算事業）」に通学時における安全対策の強化の推進委託要項を掲載しました。

3月28日
2025

学校における安全点検要領及び刊行物（学校安全参考資料）を更新しました。
「効果的に安全点検を推進するためのノウハウ集」を掲載しました。

3月17日
2025

学校事故対応に関する指針を更新しました。
学校事故対応に関する指針【改訂版】Q&Aを更新しました。

3月10日
2025

学校事故対応に関する指針を更新しました。
「学校事故対応に関する指針（改訂版）」の各種様式「07 事故報告様式（基本調査・風への一報）」を更新しました。



学校における安全点検要領



学校事故対応に関する指針・事故事例共有

改訂版
令和6年3月

水害に備えた防災教育

マイ・タイムラインの活用について



学校への不審者侵入の防止と対応



Jアラートによる情報伝達と学校における避難行動（例）



教職員のための学校安全e-ラーニング

注目情報

2024年5月1日



キーワードから探す

Google 提供



3月

アクセスランキング



学校における安全点検要領

文部科学省作成



学校事故対応に関する指針【改訂版】

文部科学省作成



東日本大震災の教訓を語り継ぐ
動画教材「佐藤勇樹さん（震災当時、福島県富岡町・小学5年生）」
（動画サイズ 554MB）

文部科学省作成

学校安全（参考資料）

スポーツ振興センター 災害給付サイト

JAPAN SPORT COUNCIL 日本語 | [English](#)

事業サイト一覧

文字サイズ **標準** 大 特大

災害共済給付Web

[サイトマップ](#) [お問い合わせ](#) [よくあるご質問](#)

[ホーム](#)

[災害共済給付](#)

[事故防止](#)

[刊行物一覧](#)

[お知らせ](#)



独立行政法人日本スポーツ振興センターでは、義務教育諸学校、高等学校、高等専門学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園、高等専修学校、保育所等の管理下における災害に対し、災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給）を行っています。

[災害共済給付について](#)

- 2026年03月04日 **重要** [「事件調査報告書」提出時の留意点について（周知）](#)
- 2026年02月06日 **重要** [システムのリニューアルに向けたスケジュールの公開について](#)
- 2025年12月17日 **重要** [災害共済給付オンライン請求システムリニューアル（令和9年1月予定）の特設ページ更新のお知らせ](#)
- 2025年11月21日 **重要** [災害共済給付チャットボット導入のお知らせ](#)
- 2025年11月17日 **重要** [「学校の管理下の災害でお子様を亡くされた保護者の方へ」（災害共済給付の申請を行うための説明資料）を掲載しています。](#)
- 2025年09月01日 **重要** [災害共済給付オンライン請求システムリニューアル（令和9年1月予定）の特設ページ開設のお知らせ](#)



日本スポーツ振興センター
公式アカウント

ぐんまの子ども体力向上ガイドブック

体育的行事の実施に当たって

群馬県教育委員会
令和3年2月改訂

指導計画の作成及び運営上の留意点

1. 指導計画作成に当たって

- 運営組織は、全職員と児童生徒が共通理解のもとに活動できるよう編成する。
- 児童生徒の自主的・実践的な活動を促す観点から、児童生徒の意見を指導計画に反映させるとともに、事故防止に対する関心を高め、安全を意識した計画・運営となるよう指導する。
- 実施内容(種目)や実施時期、教科等や季節との関連を考慮して指導計画を作成し、事故防止を図る。
- 実施内容(種目)は、児童生徒の技能や体力・興味・関心等を配慮し、内容が高度になり過ぎたり、意欲や集中力が欠けたりすることがないように適切な内容とする。
- 新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じ、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル(文科省)」等を考慮し、適切な内容とする。

2. 事前指導・練習の充実

- 実施内容(種目)のルール、集団の規律、マナー等の違反が事故の発生要因になることを考慮し、児童生徒の実態に応じたルール・規律・マナーが身に付くよう、学習活動全般において指導する。
- 事前に安全学習の時間を設定し、過去の事故事例等を参考に、自らの問題として積極的に安全に対する知識や技能が身に付くよう指導する。

3. 健康管理

- 定期健康診断や日常の健康観察から、児童生徒一人一人の健康状態を的確に把握する。
- 運動強度の高い行事を開催するときは、健康相談や健康調査等を行い、より正確に児童生徒一人一人の健康状態の実態把握に努める。
- 競技に参加しない児童生徒の行事への参加方法とそれらの安全指導に留意する。
- 当日は、参加の可否も含めて、きめ細やかな健康観察を実施する。

4. 施設用具の安全

- 施設・設備・用具の使用に際しては、事前事後に安全点検を行い、破損箇所や危険箇所を発見した際には、修理や改善等適切な措置を講ずる。
- 実施内容(種目)以外の施設や用具による事故を防止するため、不要な施設や用具の移動・片付け・固定などを適切に行う。特に、校外からの参観者等がいる場合は、安全指導が徹底できないため、細心の注意を図る。

5. 天候・気象条件等への対応

- 気象状況の変化に注意し、実施内容や日程等を検討し、適切な対応を取ることができるよう実施に当たっての判断基準を明確にする。
- 児童生徒が気象条件の厳しい環境下で活動を行う場合、実施時間や実施方法等も十分に考慮する。特に、熱中症に対しては、暑さ指数(WBGT)測定器等を使い、適切な対応を講ずる。

6. 万が一の事故の発生に備えて

- 事故発生に備え、養護教諭をはじめ職員の役割分担や配置を決め、救急用品の準備を行うとともに、事故発生の場合の措置や連絡方法を事前に明確にし、機能するよう共通理解を図る。

体育的行事を実施する際は、国からの通知や指針、参考資料等を踏まえて、適切に対応できるようにしましょう。



運動会・体育大会・体育祭

1. 競技種目や演技内容の選定

- 教科等との関連、行事の学習効果、安全性、児童生徒の興味・関心等を考慮して決定する。
- 地域性や伝統にも配慮することが望ましい。

2. 練習から当日までの安全指導の充実

- 事故や熱中症等防止のポイントや危険回避能力を身に付けさせる指導を実施する。

3. 組み立て体操、騎馬戦、棒倒し、ムカデ競走等の実施について

- 児童生徒の技能や体力の実態と競技・演技内容の適合性を確認する。
- 練習から大会当日まであらゆる機会を捉えて計画的に安全指導を行う。
- 基本練習から徐々に難しい演技や動きにつなげていけるよう体系的な指導を実施する。
- 競技上のルール、マナーを十分検討する。

マラソン大会等の校外行事

1. 校外で実施する場合

- 最寄り警察署に実施計画を示し、必要に応じて、道路使用許可等を得る。
- 下見等を念に行い、危険箇所を点検するなどして、安全確保について十分に配慮する。

2. 走行距離や時間等の運動負荷の設定

- 児童生徒の技能や体力の実態に応じたものとし、段階的な練習を経て大会参加となるよう計画的に指導する。

3. 事故の発生に備えて

- 事故が起きたとき、適切に心肺蘇生を実施できるようなコース取りと人員配置を行う。

その他

1. 球技大会

- 定期テストの前後、学期始め・学期末、夏季(暑熱下)、冬季(インフルエンザの流行期)等に実施を計画する際は、健康・安全に十分に配慮した行事となるよう留意する。

2. 水泳記録会等の体育的行事

- 「逆飛び込み」の取扱いについて、安全に十分に配慮し、段階的な指導を行う。
- 水深の浅いプールにおいては、スタート台からの「逆飛び込み」の指導を行わない。

学校安全（参考資料）

健康体育課学校体育係

https://gunma-boe.gsn.ed.jp/41737321dd0d802a8af64e840acae01/page_20251218005350/page_20251218005810



『顧問の先生が知っておきたい部活動の今』

①事前の危機管理

事前に安全な環境を整備し、問題の発生を未然に防ぐ

リスクマネジメント

3段階の危機管理 事前・発生時・事後

クライシスマネジメント

②発生時の危機管理

問題の発生時に適切かつ迅速に
対処し、被害を最小限に抑える

③事後の危機管理

危機が収まった後、通常
生活の再開と再発の防止を
図る

事例①～⑥
対応策



チェックリスト



群馬県教育委員会
部活動資料



【問い合わせ先】

群馬県教育委員会

健康体育課 027-226-4711



適正な運動部活動の実施に向けて

学校安全

共通認識したいこと

自分事化 自分で考えて、自分で決めて、自分で動き出す!

幼稚園教育要領や学習指導要領の資質・能力の三つの柱(「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」)の育成を目指して、具体的な取組の例を示します。

- 「取り入れたい場面」を意識した問題解決的な学びを行いましょう。
- 教師は見守りつつ、適切な支援(意欲や目的意識を高める問いかけ、比較・分類・関連等を意識した発問等)を行いましょう。
- 子供たちが好きなことを自由にしてよいということではなく、課題の解決に向け、友達と協働しながら自分たちの力でより良い方法を考えることができるようにすることが大切です。



変化の激しい社会を
自分の力で
歩んでいける人

「取り入れたい場面」

自己決定	自己決定	当事者意識を持ち、主体的に学習に取り組む
対話・交流	対話・交流	自分の考えを広げ、他者との共感や理解を深める
試行錯誤	試行錯誤	失敗や誤りから学び、より効果的な解決策を導く

エージェンシーを発揮(自律した学習者)

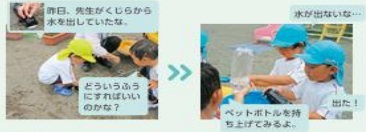


発達状況に応じて、「自分で考え、決める」割合が増えていきます。

幼児教育施設

「幼児期の終わりにまで育ててほしい姿」を念頭に置いて、環境の構成をしましょう。

● 水遊びの場面(水遊びおもちゃ)



水が高いところから低いところに落ちる仕組みを利用した「くじらのおもちゃ」を用意して、見守りましょう。

数科学習の素地となる遊びが自然に行われます。

小学校

「課題を自ら見だし、考える」場面を増やし、自分で学びをつくる楽しさを実感できるようにしましょう。

● 1年算数「ながさくらべ」の比較の仕方について考える場面



子供たちが何度も試しながら、あきらめずに自分たちで、「くじらのおもちゃ」から水を出す方法を見付けることができました。

中学校

自分で決定し、他者と交流しながら、友達と試行錯誤する場面を増やしていきましょう。

● 1年理科「光の性質」の全身が映る鏡の大きさを考える場面

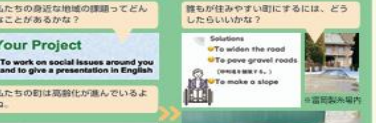


総合的な学習(探究)の時間は、実社会や実生活の課題を解決する実践の場であり、そこでの振り返りが各教科等の学びに深まりと広がりを生み出すこととなります。

高等学校

自らの生き方や社会の課題の解決に向けた探究的な学習となるように、単元・題材をデザインしましょう。

● 英語コミュニケーション! 課題について考察する場面



実社会における課題を自分事化し、分析・考察した上で、具体的な提案・解決策を英語でプレゼンテーションする単元をデザインします。

● 探究意欲(ワクワク感)を高められるような課題と出会う活動を設定したり、やりがいや達成感を味わえるよう、自分の思いを形にする場を設定したりしましょう。



行事等



上記の場面はあくまでも一例です。総合的な学習(探究)の時間と行事等は、どの校種にも置き換えて考えることができます。

学校安全に対する児童生徒主体の取り組み

⇒ 児童生徒自らの安全教育に対する意識の向上を図る